

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年6月24日提出
【発行者名】	三井住友D S アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 荻原 亘
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
【事務連絡者氏名】	竹本 政司
【電話番号】	03-6205-0265
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	グローバル資産分散オープン
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	10兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

グローバル資産分散オープン

（愛称として「メインパートナー」という名称を用いることがあります。）

以下「当ファンド」といいます。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

* ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友D Sアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は1口当たり1円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

10兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、「メイン」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
三井住友D Sアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

（５）【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.3%（税抜き3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

（６）【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2026年6月25日から2026年12月24日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社の詳細につきましては、前記「(4) 発行(売出) 価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。（販売会社は前記「(4) 発行(売出) 価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。）

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

イ 申込証拠金

ありません。

ロ 日本以外の地域における募集

ありません。

ハ クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用

ありません。

ニ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

（参考：投資信託振替制度）

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。
- ・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます（原則として受益証券を保有することはできません。）。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、世界の債券、株式、REIT（不動産投資信託）およびコモディティ等へ実質的に分散投資することにより、安定した利子・配当収益の確保とともに、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

信託金の限度額

信託金の限度額は、2兆円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

ファンドの基本的性格

当ファンドにおける一般社団法人資産運用業協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
		不動産投信
追加型	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オ ブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(資産複合 (株式、債券、不動産投 信、その他債券)、資産配 分固定型))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
		エマージング		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分は、一般社団法人資産運用業協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。

商品分類および属性区分の用語の定義については下記をご覧ください。なお、一般社団法人資産運用業協会のホームページ (<https://www.imaj.or.jp/>) でもご覧頂けます。

一般社団法人資産運用業協会「商品分類に関する指針」

商品分類表定義

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信... 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信... 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3) 内外... 目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産(収益の源泉)による区分

(1) 株式... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(2) 債券... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3) 不動産投信(リート)...

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4) その他資産... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

(5) 資産複合... 目論見書または投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

(1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...

「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。

(2) MR F(マネー・リザーブ・ファンド)...

「MR F及びMMFの運営に関する規則」に定めるMR Fをいう。

(3) E T F... 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

5. 補足分類

(1) インデックス型... 目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

(2) 特殊型... 目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

属性区分表定義

1. 投資対象資産による属性区分

(1) 株式

一般... 次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。

大型株... 目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株... 目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

一般... 次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。

- 公債... 目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- 社債... 目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- その他債券... 目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性...

目論見書または投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

- (3) 不動産投信... これ以上の詳細な分類は行わないものとする。
- (4) その他資産... 組み入れている資産を記載するものとする。
- (5) 資産複合... 以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型... 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型... 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- 年1回... 目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- 年2回... 目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- 年4回... 目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- 年6回(隔月)... 目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- 年12回(毎月)... 目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- 日々... 目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- その他... 上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- グローバル... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- 日本... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- 北米... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- 欧州... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- アジア... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- オセアニア... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- 中南米... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- アフリカ... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- 中近東（中東）... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- エマージング... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ファミリーファンド... 目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
- ファンド・オブ・ファンズ... 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

- 為替ヘッジあり... 目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- 為替ヘッジなし... 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- 日経225
TOPIX
その他の指数...上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

7. 特殊型

- ブル・ベア型... 目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。
- 条件付運用型... 目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ロング・ショート型 / 絶対収益追求型... 目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨もしくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- その他型... 目論見書または投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

（2）【ファンドの沿革】

- 2007年5月22日 信託契約締結
2007年5月22日 当ファンドの設定・運用開始

2019年4月1日 ファンドの委託会社としての業務を大和住銀投信投資顧問株式会社から三井住友D Sアセットマネジメント株式会社へ承継

（3）【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

（イ）委託会社 「三井住友D Sアセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

（ロ）受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

（ハ）販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

（ニ）投資顧問会社（運用の委託先）

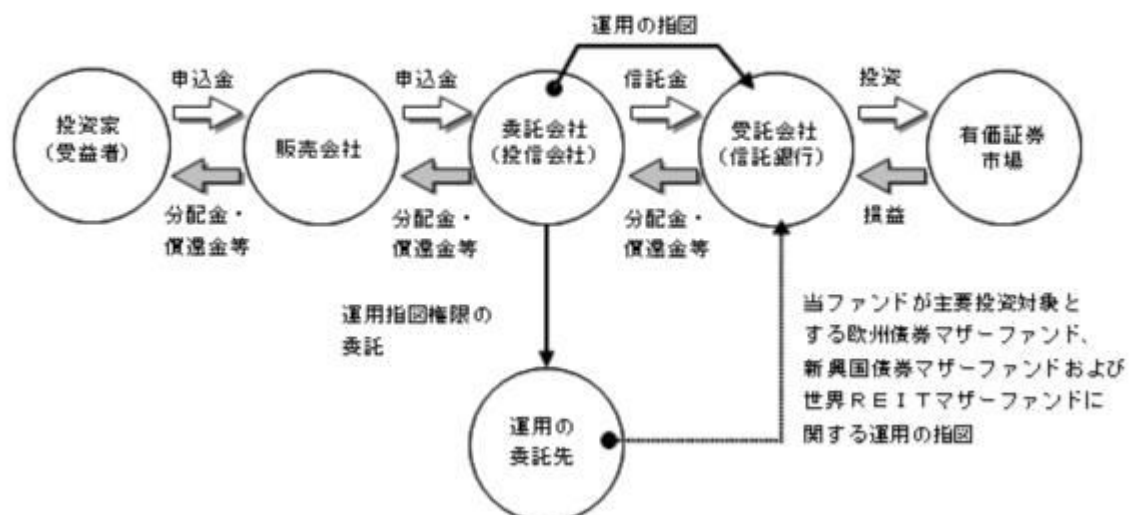
名称：ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド

役割：委託会社との間で締結される投資一任契約（運用委託契約）に基づき、欧州債券マザーファンドおよび新興国債券マザーファンドの運用指図に関する権限の委託を受け、信託財産の運用を行います。

名称：シービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセット・エルエルシー

役割：委託会社との間で締結される投資一任契約（運用委託契約）に基づき、世界REITマザーファンドの運用指図に関する権限の委託を受け、信託財産の運用を行います。

運営の仕組み



ロ 委託会社の概況

（イ）資本金の額

20億円（2026年4月30日現在）

（ロ）会社の沿革

1985年7月15日 三生投資顧問株式会社設立
 1987年2月20日 証券投資顧問業の登録
 1987年6月10日 投資一任契約にかかる業務の認可

1999年1月1日	三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
1999年2月5日	三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
2000年1月27日	証券投資信託委託業の認可取得
2002年12月1日	住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
2013年4月1日	トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
2019年4月1日	大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社に商号変更

(八) 大株主の状況

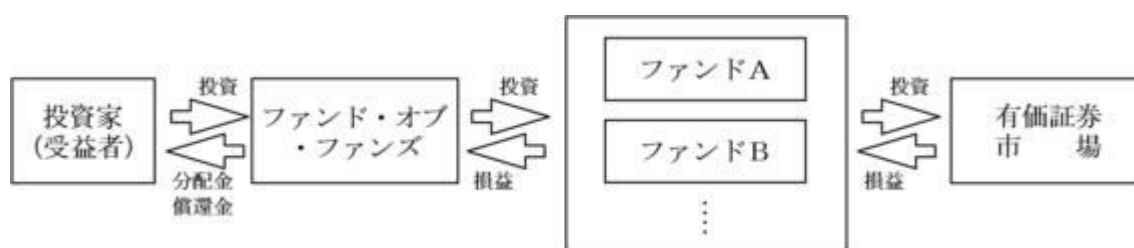
(2026年4月30日現在)

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	337,248	1.0

八 ファンドの運用形態（ファンド・オブ・ファンズによる運用）

一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託（ファンド）を組み入れることにより運用を行います（投資信託に投資する投資信託）。また、種々の特長を持った投資信託を購入することにより、効率的に資産配分を行います。

〔ファンド・オブ・ファンズによる運用〕



2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

投資信託証券への投資を通じて、先進国から新興国までの幅広い地域の債券、株式、REIT（不動産投資信託）およびコモディティ等へ実質的に分散投資し、安定した利子・配当収益の確保とともに、信託財産の中長期的な成長を目指します。

分散投資にあたっては、資産の分散・地域の分散などを考慮します。

投資信託証券への投資は、主に以下の指定投資信託証券（投資対象ファンド）の中から行います。

資産	地域・種類	指定投資信託証券
債券	米国債券	ティー・ロウ・プライス・ファンズSICAV-USアグリゲート・ボンド・ファンド(Jdmクラス) (以下、「USアグリゲート・ボンド・ファンド(Jdmクラス)」)
	欧州債券	欧州債券マザーファンド
	アジア・オセアニア債券	アジア・オセアニア債券マザーファンド
	新興国債券	新興国債券マザーファンド
	ハイ・イールド債券	ティー・ロウ・プライス・ファンズSICAV-グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(Jdmクラス) (以下、「グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(Jdmクラス)」)
株式	日本株式	日本好配当株マザーファンド
	先進国株式	グローバル好配当株マザーファンド
	新興国株式	ティー・ロウ・プライス・ファンズSICAV-エマージング・マーケット・エクイティ・ファンド(Jdqクラス) (以下、「エマージング・マーケット・エクイティ・ファンド(Jdqクラス)」)
REIT・コモディティ	世界REIT	世界REITマザーファンド
	コモディティ	コモディティマザーファンド

※上記の指定投資信託証券の全てに投資することを約束するものではありません。

※指定投資信託証券は、将来、投資環境に応じて追加または変更になる場合があります。

各資産への配分は、信託財産の純資産総額に対し、概ね債券：50%程度、株式：30%程度、REIT・コモディティ：20%程度を基本資産配分とします。ただし、実質組入有価証券の値動きや資金流入などによっては、上記の比率は変動します。また、投資環境の変化や各資産の利回り水準などを考慮して配分を調整することがあります。

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては、あるいはやむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの特色

1

投資信託証券への投資を通じて、先進国から新興国までの幅広い地域の債券、株式、REIT（不動産投資信託）およびコモディティ等へ実質的に分散投資し、安定した利子・配当収益の確保とともに、信託財産の中長期的な成長を目指します。

■実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

■分散投資にあたっては、資産の分散・地域の分散などを考慮します。

<当ファンドが投資対象とする資産・投資対象>

資産	地域・種類	主要投資対象
債券	米国債券	主に米国の多種多様な投資適格の債券へ投資します。
	欧州債券	主に欧州地域の債券を中心に投資します。
	アジア・オセアニア債券	主にアジアおよびオセアニア地域の債券へ投資します。
	新興国債券	主に新興国の債券へ投資します。
	ハイ・イールド債券	主にハイ・イールド債券へ分散投資します。
株式	日本株式	主に日本の株式へ投資します。
	先進国株式	主に先進国の株式を中心に投資します。
	新興国株式	主に新興国の株式を中心に投資します。
REIT・ コモディティ	世界REIT	日本を含む世界のREITへ分散投資します。
	コモディティ	商品市況に中長期的な動きが概ね連動する証券へ投資します。

※将来、投資環境に応じて投資対象資産の追加・変更を行う場合があります。

■投資信託証券への投資は、主に各資産を主要投資対象とする以下の投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の中から行います。

<当ファンドが投資対象とする指定投資信託証券>

資産	地域・種類	指定投資信託証券
債券	米国債券	ティー・ロウ・プライス・ファンズSICAV-USアグリゲート・ボンド・ファンド(Jdmクラス) (以下、「USアグリゲート・ボンド・ファンド(Jdmクラス)」)
	欧州債券	欧州債券マザーファンド
	アジア・オセアニア債券	アジア・オセアニア債券マザーファンド
	新興国債券	新興国債券マザーファンド
	ハイ・イールド債券	ティー・ロウ・プライス・ファンズSICAV-グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(Jdmクラス) (以下、「グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(Jdmクラス)」)
株式	日本株式	日本好配当株マザーファンド
	先進国株式	グローバル好配当株マザーファンド
	新興国株式	ティー・ロウ・プライス・ファンズSICAV-エマージング・マーケッツ・エクイティ・ファンド(Jdqクラス) (以下、「エマージング・マーケッツ・エクイティ・ファンド(Jdqクラス)」)
REIT・ コモディティ	世界REIT	世界REITマザーファンド
	コモディティ	コモディティ・マザーファンド

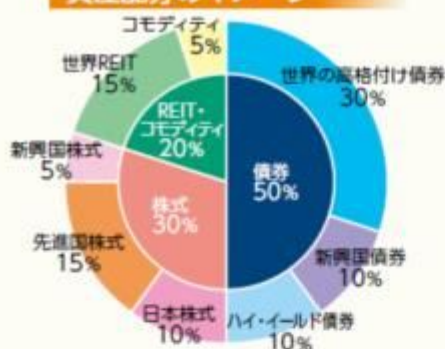
※上記の指定投資信託証券の全てに投資することを約束するものではありません。

※指定投資信託証券は、将来、投資環境に応じて追加または変更になる場合があります。

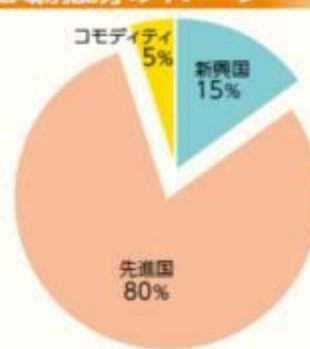
2

各資産への配分は、信託財産の純資産総額に対し、概ね「債券：50%程度、株式：30%程度、REIT・コモディティ：20%程度」を基本資産配分とします。

資産配分のイメージ



地域別配分のイメージ



資産	資産クラス	基本資産配分	
債券	世界の高級格付け債券	米国債券	10%
		欧州債券	10%
		アジア・オセアニア債券	10%
	新興国債券	10%	
	ハイ・イールド債券	10%	
株式	日本株式	10%	
	先進国株式	15%	
	新興国株式	5%	
REIT・コモディティ	世界REIT	15%	
	コモディティ	5%	

※指定投資信託証券における有価証券の組入状況によっては、実際の資産配分で上記イメージとの乖離が生じる場合があります。
 ※実質組入有価証券の値動きや資金流出入などによっては上記の比率は変動します。
 ※投資環境の変化や各資産の利回り水準などを考慮し、基本資産配分の調整等を行う場合があります。

3

年6回の分配を目指します。

- 決算日は、毎年1、3、5、7、9、11月の27日（休業日の場合は翌営業日）とします。
- 毎年5月および11月の決算時には、基準価額水準などを考慮し、売買益（評価益を含みます。）等を中心に分配する場合があります。
- 委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

▶分配のイメージ

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
決算 ¥		決算 ¥		決算 ¥		決算 ¥		決算 ¥		決算 ¥	

※上記は分配のイメージであり、今後の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、あるいははやむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

■ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



*1 欧州債券マザーファンドおよび新興国債券マザーファンドの運用にあたっては、ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドに運用指図に関する権限を委託します。

*2 世界REITマザーファンドの運用にあたっては、シービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセット・エルエルシーに運用指図に関する権限を委託します。

投資対象とする指定投資信託証券の運用会社について

[三井住友DSアセットマネジメント株式会社の概要]

- 三井住友DSアセットマネジメント株式会社は、2019年4月1日に、三井住友アセットマネジメント株式会社と大和住銀投信投資顧問株式会社が合併して誕生した会社です。
- 国内外の年金や金融機関などの機関投資家から個人投資家に至るまで、多様なお客さまニーズに対して、業界トップレベルの運用調査体制とグローバルなネットワークを活用した質の高い資産運用サービスを提供いたします。

[ティー・ロウ・プライス・グループの概要]

- ティー・ロウ・プライス・グループは、1937年に設立された独立系の資産運用会社であり、グローバルに資産運用業務を行っています。サステナビリティ実現への取組みを強化するため、TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)への賛同を表明し、SASB Allianceに加入しております。
- ティー・ロウ・プライス・グループ・インクは、米国の上場会社であり、また、S & P 500インデックスの採用銘柄です。
- ティー・ロウ・プライス・グループ・インク傘下のティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドおよびティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクは、ティー・ロウ・プライス・グループの運用技術および調査能力を活用することができます。

[シービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセット・エルエルシーの概要]

- シービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセット・エルエルシーは、世界的な不動産サービス会社である米国シービーアールイー・グループの投資運用部門で、不動産証券を主要投資対象とした運用を含むリアルアセット投資を担う運用会社です。同社は、シービーアールイー・グループの世界各国に展開したネットワークから不動産/マーケット情報/リサーチ情報を最大限活用することができます。

分配金に関する留意事項

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

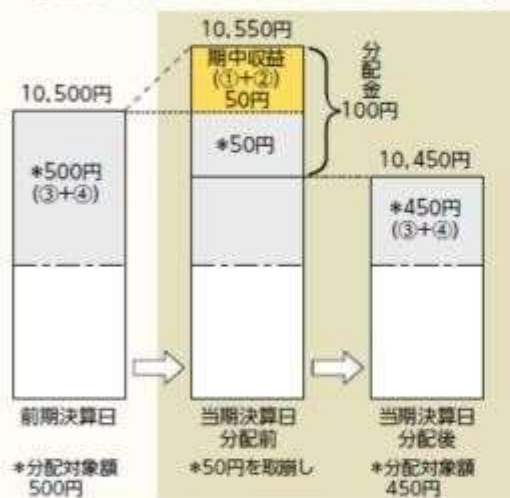


■分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

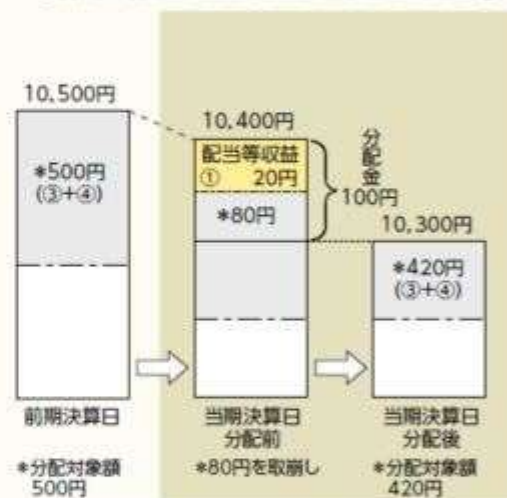
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

〔前期決算日から基準価額が上昇した場合〕



〔前期決算日から基準価額が下落した場合〕

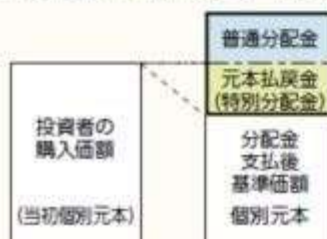


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

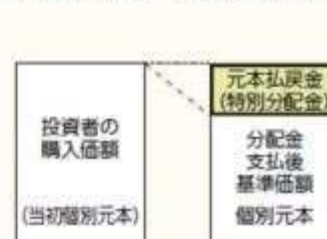
■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

〔分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合〕



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

〔分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合〕



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として指定投資信託証券（三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）を含みます。）に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2．外国または外国法人の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3．国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

5．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、3の証券を「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、4および5の証券を以下「投資信託証券」といいます。

その他の金融商品の運用の指図

委託会社は、信託金を、前記の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金

2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3．コール・ローン

4．手形割引市場において売買される手形

〔参考情報：投資対象とする投資信託の概要〕

以下は、2026年4月末現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。

- すべての指定投資信託証券に投資するとは限りません。指定投資信託証券は、将来、投資環境に応じて追加または変更になる場合があります。

▶債券

米国債券・・・為替ヘッジなし

ファンド名	ティー・ロウ・プライス・ファンズSICAV-USアグリゲート・ボンド・ファンド(Jdmクラス)
形態	ルクセンブルグ籍会社型投資信託(米ドル建て)
投資顧問会社	ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド
副投資顧問会社	ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク
運用の基本方針	主として米ドル建ての投資適格債券(BBB-相当以上)へ投資することにより、トータルリターン追求を図ります。
管理報酬等	運用報酬や事務代行会社等への報酬はかかりません。 ※運用報酬等は、「グローバル資産分散オープン」の委託会社の報酬に含まれています。 ※信託財産に関する租税、監査報酬等、その他の費用がかかります。

欧州債券・・・為替ヘッジなし

ファンド名	欧州債券マザーファンド
形態	国内籍親投資信託
運用会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
投資顧問会社	ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド
運用の基本方針	主に欧州地域の公社債へ投資し、安定した利息収入の確保と信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。
信託財産留保額	ありません。

アジア・オセアニア債券・・・為替ヘッジなし

ファンド名	アジア・オセアニア債券マザーファンド
形態	国内籍親投資信託
運用会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	主にアジアおよびオセアニア地域の公社債へ投資し、安定した利息収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。
信託財産留保額	ありません。

新興国債券・・・為替ヘッジなし

ファンド名	新興国債券マザーファンド
形態	国内籍親投資信託
運用会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
投資顧問会社	ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド
運用の基本方針	主として新興国の政府および政府機関等の発行する米ドル建ての債券を中心に投資を行うことにより、安定的かつ高水準の利息収益の確保と信託財産の長期的な成長を目標として運用を行います。
信託財産留保額	ありません。

ハイ・イールド債券・・・為替ヘッジなし

ファンド名	ティー・ロウ・プライス・ファンズSICAV-グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(Jdmクラス)
形態	ルクセンブルグ籍会社型投資信託(米ドル建て)
投資顧問会社	ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド
副投資顧問会社	ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク
運用の基本方針	主としてBB格相当およびB格相当の高利回りの社債を中心に分散投資することにより、トータルリターンを追求を図ります。
管理報酬等	運用報酬や事務代行会社等への報酬はかかりません。 ※運用報酬等は、「グローバル資産分散オープン」の委託会社の報酬に含まれています。 ※信託財産に関する租税、監査報酬等、その他の費用がかかります。

▶ 株式**日本株式**

ファンド名	日本好配当株マザーファンド
形態	国内籍親投資信託
運用会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	日本の株式へ投資し、信託財産の長期的な成長を目標として運用を行います。
信託財産留保額	ありません。

先進国株式・・・為替ヘッジなし

ファンド名	グローバル好配当株マザーファンド
形態	国内籍親投資信託
運用会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	世界各国の株式へ投資し、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。
信託財産留保額	ありません。

※格付記号は一般的なものを表示していますが、格付機関により異なる記号を使用している場合があります。

新興国株式…為替ヘッジなし

ファンド名	ティー・ロウ・プライス・ファンズSICAV-エマージング・マーケット・エクイティ・ファンド(Jdqクラス)
形態	ルクセンブルグ籍会社型投資信託(米ドル建て)
投資顧問会社	ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド
副投資顧問会社	ティー・ロウ・プライス・香港・リミテッド
運用の基本方針	主として新興国の株式に投資することにより、信託財産の長期的な成長を図ります。
管理報酬等	運用報酬や事務代行会社等への報酬はかかりません。 ※運用報酬等は、「グローバル資産分散オープン」の委託会社の報酬に含まれています。 ※信託財産に関する租税、監査報酬等、その他の費用がかかります。

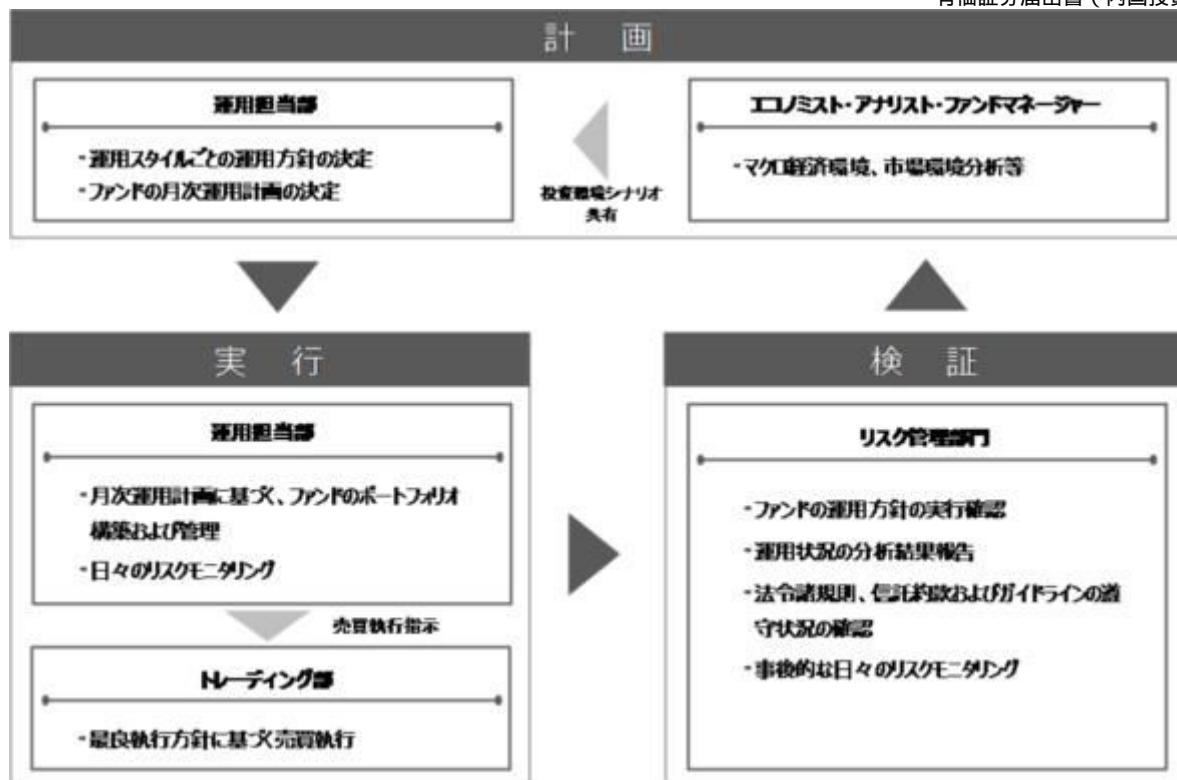
▶ REIT・コモディティ**世界REIT…為替ヘッジなし**

ファンド名	世界REITマザーファンド
形態	国内籍税投資信託
運用会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
投資顧問会社	シーピーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセット・エルエルシー
運用の基本方針	世界各国の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、安定した配当収益の確保と信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
信託財産留保額	ありません。

コモディティ…為替ヘッジなし

ファンド名	コモディティ・マザーファンド
形態	国内籍税投資信託
運用会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	ブルームバーグ商品指数の騰落率に償還価額等が連動する外貨建ての証券へ投資することにより、ブルームバーグ商品指数が表す世界の商品市況について、その中長期的な動きを概ね捉えることを目標として運用します。
信託財産留保額	ありません。
指数の著作権など	ブルームバーグ商品指数および「ブルームバーグ(Bloomberg®)」は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー(Bloomberg Finance L.P.)およびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)のサービスマークであり、委託会社による一定の目的での利用のためにライセンスされています。ブルームバーグ商品指数は、ブルームバーグとUBSセキュリティーズ・エル・エル・シー(UBS Securities LLC)の間の契約に従ってブルームバーグが算出し、配信し、販売するものです。ブルームバーグ、ならびにUBSセキュリティーズ・エル・エル・シーおよびその関係会社(以下「UBS」と総称します。)のいずれも、委託会社の関係会社ではなく、ブルームバーグおよびUBSは、当ファンドを承認し、是認し、レビューまたは奨励するものではありません。ブルームバーグおよびUBSのいずれもブルームバーグ商品指数に関連するいかなるデータまたは情報の適時性、正確性または完全性も保証するものではありません。

(3) 【運用体制】**イ ファンドの運用体制**



リスク管理部門の人員数は、約40名です。

当ファンドが主要投資対象とする欧州債券マザーファンド、新興国債券マザーファンドおよび世界REITマザーファンドの運用の主要部分は、委託会社からそれぞれマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けたティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドおよびシービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセット・エルエルシーが、投資一任契約（運用委託契約）およびそれに付随するガイドラインに従って行います。

欧州債券マザーファンド、新興国債券マザーファンドおよび世界REITマザーファンドについて、委託会社においては、追加設定・一部解約に伴う資金の流入の管理、運用委託先への委託資産の増減の指示、余裕資金の運用等および運用委託先の運用状況（ガイドライン等の遵守状況、運用パフォーマンスなど）のモニタリング等を行います。

他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）の組入れは、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上、選定しています。また、定性・定量面における評価を継続的に実施するとともに、投資対象としての適格性を定期的に判断します。

ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

運用委託先は、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上、選定しています。また、定性・定量面における評価を継続的に実施するとともに、運用委託契約の継続可否を定期的に判断します。

【参考情報】ティー・ロウ・プライスの運用体制

ティー・ロウ・プライスでは、戦略ごとに、ポートフォリオ・マネジャーおよびアナリストにより構成される専門運用チームが設けられており、運用チームは、他戦略の運用プロフェッショナルや、マクロエコノミスト等と適宜情報共有し、相互に支援します。また、運用部門では運用戦略に応じて、適宜、専門委員会が設けられております。ファンドの運用に関する社内規則として、一括発注および約定結果の配分にかかる方針のほか、最良執行にかかる方針を定め、売買執行における最良執行に努

めるとともに、売買執行にあたって使用するディーラー、ブローカー等についても方針を定め、取引コストや各ディーラー、ブローカー等との取引量等についてモニタリングを行っております。また全社員が遵守すべき社内規則において、利益相反管理にかかる方針や従業員取引にかかる規則等が定められております。ファンドの保有する有価証券等の評価に関しては、評価方法その他を管理するための専門委員会を設け、保有有価証券等が適正に評価されるよう担保しています。また、ティー・ロウ・プライスは、投資リスクとリターンの評価において、ガバナンスおよびサステナビリティ要因の分析を投資プロセスに組み込み(いわゆるESGインテグレーション)、最良の運用パフォーマンスの提供を目指しています。こうした要因には、気候変動、資源の枯渇、労働基準、人権問題、ガバナンス体制やガバナンス慣行等が含まれますが、これらに限定されるものではありません。ティー・ロウ・プライスでは、バリュエーション、財務状況、業界動向、マクロ経済といった、より伝統的な投資要因と並行してガバナンスおよびサステナビリティ要因を評価しており、これらがパフォーマンスに影響を与えると判断された場合、投資判断の一環として考慮します。

【参考情報】シービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセット・エルエルシーの運用体制

独自の不動産セクター・ランキング分析を参考にしつつ、CBRE IMリサーチ・コミティでトップダウンの地域・セクターアロケーションが決定され、ボトムアップの銘柄選択は綿密なファンダメンタルズ分析に基づいてグローバル・ポートフォリオ運用チームが決定します。

(4) 【分配方針】

毎決算時(毎年1、3、5、7、9、11月の27日。ただし、休業日の場合は翌営業日)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

イ. 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。

ロ. 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。

ハ. 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは計算期間中の基準価額の変動にかかわらず継続的な分配を目指します。このため、計算期間中の基準価額の上昇分を上回る分配を行う場合があります。分配金額は運用状況等により変動することがあります。

(5) 【投資制限】

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

信託約款に定める投資制限

イ. 主な投資制限

(イ) 投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。

(ロ) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

(ハ) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

ロ. 同一銘柄の投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。

ハ．公社債の借入の指図

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - (ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - (ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (二)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産から支弁するものとします。

ニ．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ホ．外国為替予約の指図および範囲

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

ヘ．信用リスク集中回避のための投資制限

- (イ)委託会社は、投資信託証券を組み入れる場合において、当該投資信託証券が一般社団法人資産運用業協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (ロ)一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ト．資金の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
 - (ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

チ．受託会社による資金の立替え

- (イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受

託会社は資金の立替えをすることができます。

- (ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- (ハ)上記(イ)および上記(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

法令に基づく投資制限

- イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）
委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。
- ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）
委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- ハ 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）
委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

(イ) 株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ロ) 債券市場リスク

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券

ごとに異なります。

(八) 不動産投資信託（リート）に関するリスク

リートの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度の変更等の影響を受け変動します。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値や賃貸収入、個々のリートの事業活動や財務状況等によっても価格が変動します。これらにより、ファンドが組み入れているリートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(二) 商品市況の価額変動に伴うリスク

商品市況は、多くの要因により変動します。要因の主なものとしては、対象となる商品の需給、貿易動向、天候、農業生産、商品産出地域の政治・経済情勢、疫病の発生などが挙げられます。このため、商品の動向を表わす各種商品指数も、商品市況の変動の影響を受けます。さらに、指数を対象にした先物等の市場では、流動性の不足、投機的参加者の参入、規制当局による規制や介入等により、一時的に偏りや混乱を生じることがあります。

当ファンドは商品指数に連動した債券等に投資しますので、これらの影響を受けます。商品市況が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

(ホ) 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ヘ) 為替変動リスク

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

(ト) カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

(チ) 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

□ その他の留意点

(イ) ファンド固有の留意点

資産および投資先の配分について

当ファンドの実質的な資産配分は、基本的な資産配分比率と乖離を生じる場合があります。

この結果、運用成果は、基本資産配分で運用を行った場合を上回ったり下回ったりすることがありますので、ご注意ください。

(ロ) 投資信託に関する留意点

・ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延す

る可能性等があります。

八 投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にはリスク管理会議へ報告します。他の運用会社が設定・運用を行うファンドを組み入れる場合は、必要に応じて当該運用会社等の実施する流動性モニタリングの状況等も活用し、流動性リスク管理を行います。

コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

【参考情報】ティー・ロウ・プライスのリスク管理体制

ティー・ロウ・プライスでは、グループ全体で包括的に運用リスクを管理する体制としています。リスクをさまざまな側面から捉え、内在するリスクの種類を識別・把握し、多面的に管理するため、運用部門から独立したリスク管理部門を組織しております。リスク管理部門には運用リスク担当の専門チームを配置し、運用チームを主にデータ分析面でサポートし、さらに流動性リスク等の運用リスクのモニタリングも行っています。運用ガイドライン等の遵守にあたっては、インベストメント・コンプライアンスが運用部門から独立したモニタリングを行っています。

さらに、ティー・ロウ・プライス・グループ組織全体のリスク管理に関する方針設定および実態の把握のために、リスクを監督する委員会を設置しています。当該委員会は、ティー・ロウ・プライス・グループのリスク管理部門の責任者であるチーフ・リスク・オフィサー他、主要部門の責任者で構成され、運用にかかるリスク、オペレーショナル・リスク、ビジネス・リスク等について、全社的な観点から監督します。

業務委託先の選定にあたっては、選定にかかる方針を定めており、必要に応じて面談や質問票への回答を求めるなどして選考を行うとともに、社内の管理担当者を定めて継続モニタリングを行います。

【参考情報】シービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセッツ・エルエルシーのリスク管理体制

運用部門から独立したコンプライアンス部門、ポートフォリオ分析部門でリスク分析、顧客ガイドライン違反等がモニターされ、リスクコントロール委員会（Risk and Control Committee）に報告されます。

（参考情報）投資リスクの定量的比較

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	配当込みTOPIX (TOPIX (東証株価指数・配当込み)) 日本の株式市場を広くに涵蓋するとともに、投資対象としての機軸性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。同指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。同指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI (国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。NOMURA-BPIに関する一切の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、同社は、ファンドの運用成果に対して一切の責任を負うものではありません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。同指数に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。同社は、当ファンドのスポンサーではなく、当ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、同社は、当該データの正確性および完全性を保証せず、データの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド (円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。同指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利はJ.P. Morganに帰属します。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.3%（税抜き3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。申込手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(2) 【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

純資産総額に年1.584%（税抜き1.44%）の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬の配分は以下の通りです。

< 信託報酬の配分（税抜き） >

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年0.70%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	年0.70%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年0.04%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

当ファンドが投資対象とする投資信託では、信託報酬は収受されませんので、当ファンドにおける実質的な信託報酬は上記と同じです。なお、上場投資信託は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示しておりません。

委託会社の報酬には、以下の運用の指図の委託先への報酬の合計額が含まれます。

欧州債券マザーファンドの組入評価額に対して年0.33%以内の率を乗じた額

新興国債券マザーファンドの組入評価額に対して年0.336%以内の率を乗じた額

世界REITマザーファンドの組入評価額に対して年0.45%以内の率を乗じた額

(4) 【その他の手数料等】

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、原則として、計算期間を通じて毎日、信託財産の費用として計上され、各特定期末（毎年3月、9月に属する計算期末）または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。
- ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

上記にかかる費用に関しましては、変更される場合があるものや、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなるものがあります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額等を具体的に記載することはできません。

上記(1)～(4)にかかる手数料等および他の投資信託(ファンド)の組入れを通じて間接的に負担する手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあつたりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

イ 個別元本について

- (イ) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- (ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
- (ハ) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

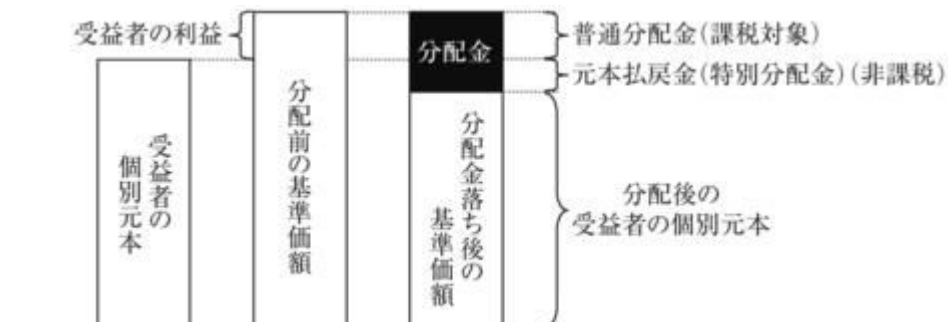
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



上記の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

二 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

・ 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

・ 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

(ロ) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

なお、当ファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めいたします。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの対象ではありません。

上記「(5) 課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2026年4月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

(参考情報) 総経費率

直近の運用報告書の対象期間(2025年9月30日～2026年3月27日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

投資対象とする投資信託(以下、投資先ファンド)の費用は、その他費用に含めています。なお、当ファンドの費用と投資先ファンドの費用の対象期間は、異なる場合があります。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.71%	1.58%	0.13%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。投資先ファンドは、原則として、売買委託手数料、支払利息および有価証券にかかる税金は含まれていません。)です。

※当ファンドおよび投資先ファンドが上場投資信託(ETF)および上場不動産投資信託(REIT)に投資している場合、当該ETFおよびREITの管理費用等は含まれていません。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

運用報告書は、委託会社のホームページ(<https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/>)から検索いただけます。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

グローバル資産分散オープン

2026年4月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	ルクセンブルグ	2,124,472,191	24.93
親投資信託受益証券	日本	6,296,208,249	73.89
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	100,281,027	1.18
合計（純資産総額）		8,520,961,467	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

グローバル資産分散オープン

イ 主要投資銘柄

2026年4月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	グローバル好配 当株マザーファ ンド	169,032,200	7.3081	1,235,304,220	7.5907	1,283,072,720	15.06
日本	親投資 信託受 益証券	世界REITマ ザーファンド	468,648,078	2.4768	1,160,747,559	2.6614	1,247,259,994	14.64
ルクセン ブルグ	投資証 券	T.Rowe Price Funds SICAV - Global High Yield Bond Fund Jdm	598,357	1,390.70	832,134,233	1,406.62	841,660,862	9.88
日本	親投資 信託受 益証券	新興国債券マ ザーファンド	189,263,981	4.3015	814,119,014	4.4321	838,836,890	9.84
ルクセン ブルグ	投資証 券	T.Rowe Price Funds SICAV - U.S. Aggregate Bond Fund Jdm	545,655	1,523.75	831,442,388	1,525.31	832,292,625	9.77
日本	親投資 信託受 益証券	欧州債券マザー ファンド	436,444,613	1.8677	815,147,603	1.9063	831,994,365	9.76
日本	親投資 信託受 益証券	アジア・オセア ニア債券マザー ファンド	379,971,099	2.1409	813,480,125	2.1885	831,566,750	9.76
日本	親投資 信託受 益証券	日本好配当株マ ザーファンド	153,930,971	5.4700	842,002,411	5.3768	827,656,044	9.71

ルクセンブルグ	投資証券	T.Rowe Price Funds SICAV - Emerging Markets Equity Fund Jdq	229,111	1,737.02	397,970,436	1,966.38	450,518,704	5.29
日本	親投資信託受益証券	コモディティ・マザーファンド	310,812,642	1.3132	408,159,161	1.4022	435,821,486	5.11

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別投資比率

2026年4月30日現在

種類	投資比率(%)
投資証券	24.93
親投資信託受益証券	73.89
合計	98.82

【投資不動産物件】

グローバル資産分散オープン

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

グローバル資産分散オープン

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

グローバル資産分散オープン

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
特定19期 (2016年 9月27日)	10,719,551,574	10,843,933,257	7,888	7,978
特定20期 (2017年 3月27日)	10,697,650,411	10,813,947,695	8,585	8,675
特定21期 (2017年 9月27日)	10,353,325,426	10,458,368,674	9,174	9,264
特定22期 (2018年 3月27日)	8,991,020,410	9,086,030,221	8,749	8,839
特定23期 (2018年 9月27日)	8,846,325,954	8,935,682,487	9,061	9,151
特定24期 (2019年 3月27日)	8,252,747,789	8,338,090,798	8,878	8,968
特定25期 (2019年 9月27日)	7,958,277,489	8,040,146,553	8,876	8,966
特定26期 (2020年 3月27日)	6,662,084,468	6,739,382,974	7,934	8,024
特定27期 (2020年 9月28日)	7,203,298,698	7,277,837,307	8,781	8,871
特定28期 (2021年 3月29日)	7,724,138,821	7,795,021,632	10,040	10,130

特定29期（2021年9月27日）	7,766,236,934	7,833,508,032	10,565	10,655
特定30期（2022年3月28日）	7,821,047,532	7,899,883,324	11,041	11,151
特定31期（2022年9月27日）	7,271,644,536	7,348,438,277	10,505	10,615
特定32期（2023年3月27日）	6,935,263,519	7,044,609,408	10,256	10,416
特定33期（2023年9月27日）	7,624,676,326	7,731,967,611	11,429	11,589
特定34期（2024年3月27日）	7,919,370,887	8,155,987,212	12,228	12,588
特定35期（2024年9月27日）	7,880,539,084	8,111,551,284	12,328	12,688
特定36期（2025年3月27日）	7,667,411,073	7,896,742,501	12,053	12,413
特定37期（2025年9月29日）	7,814,844,815	8,040,395,792	12,558	12,918
特定38期（2026年3月27日）	8,250,981,005	8,472,867,770	13,471	13,831
2025年4月末日	7,258,455,257	-	11,560	-
5月末日	7,316,367,180	-	11,596	-
6月末日	7,462,488,435	-	11,871	-
7月末日	7,624,632,929	-	12,203	-
8月末日	7,665,381,636	-	12,293	-
9月末日	7,813,543,945	-	12,557	-
10月末日	8,075,260,390	-	13,015	-
11月末日	8,101,702,820	-	13,047	-
12月末日	8,153,760,285	-	13,186	-
2026年1月末日	8,219,915,582	-	13,322	-
2月末日	8,505,150,684	-	13,854	-
3月末日	8,226,240,288	-	13,422	-
4月末日	8,520,961,467	-	13,928	-

（注1）分配付純資産総額（分配付1万口当たりの純資産額）は、特定期間中の分配金累計額（1万口当たりの分配金累計額）を当該特定期間末の分配落純資産総額（分配落1万口当たりの純資産額）に加算したものです。

（注2）各月末日の数字は最終営業日のものです。

【分配の推移】

グローバル資産分散オープン

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
特定19期	2016年3月29日～2016年9月27日	90
特定20期	2016年9月28日～2017年3月27日	90
特定21期	2017年3月28日～2017年9月27日	90
特定22期	2017年9月28日～2018年3月27日	90
特定23期	2018年3月28日～2018年9月27日	90
特定24期	2018年9月28日～2019年3月27日	90
特定25期	2019年3月28日～2019年9月27日	90
特定26期	2019年9月28日～2020年3月27日	90
特定27期	2020年3月28日～2020年9月28日	90
特定28期	2020年9月29日～2021年3月29日	90
特定29期	2021年3月30日～2021年9月27日	90
特定30期	2021年9月28日～2022年3月28日	110

特定31期	2022年 3月29日～2022年 9月27日	110
特定32期	2022年 9月28日～2023年 3月27日	160
特定33期	2023年 3月28日～2023年 9月27日	160
特定34期	2023年 9月28日～2024年 3月27日	360
特定35期	2024年 3月28日～2024年 9月27日	360
特定36期	2024年 9月28日～2025年 3月27日	360
特定37期	2025年 3月28日～2025年 9月29日	360
特定38期	2025年 9月30日～2026年 3月27日	360

【収益率の推移】

グローバル資産分散オープン

	収益率（％）
特定19期	5.9
特定20期	10.0
特定21期	7.9
特定22期	3.7
特定23期	4.6
特定24期	1.0
特定25期	1.0
特定26期	9.6
特定27期	11.8
特定28期	15.4
特定29期	6.1
特定30期	5.5
特定31期	3.9
特定32期	0.8
特定33期	13.0
特定34期	10.1
特定35期	3.8
特定36期	0.7
特定37期	7.2
特定38期	10.1

（注）収益率とは、特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除したものをいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

グローバル資産分散オープン

	設定口数（口）	解約口数（口）
特定19期	45,281,793	712,778,081
特定20期	50,827,669	1,179,131,076
特定21期	43,574,840	1,219,406,897

特定22期	40,192,669	1,049,526,337
特定23期	31,101,061	544,156,608
特定24期	31,178,078	498,687,234
特定25期	27,402,515	356,921,859
特定26期	29,529,243	599,312,661
特定27期	29,588,147	222,724,738
特定28期	33,289,267	543,044,044
特定29期	27,785,645	370,432,893
特定30期	31,329,188	298,478,918
特定31期	36,705,390	198,574,482
特定32期	59,264,149	219,066,076
特定33期	86,366,017	176,876,592
特定34期	94,750,894	289,985,386
特定35期	71,359,200	155,272,955
特定36期	80,716,971	111,662,699
特定37期	110,536,944	248,796,856
特定38期	58,049,025	156,352,564

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

（参考）

（１）投資状況

日本好配当株マザーファンド

2026年4月30日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	22,969,867,370	96.07
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	940,792,352	3.93
合計（純資産総額）		23,910,659,722	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建 / 売建	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	日本	561,600,000	2.35
合計	買建	-	561,600,000	2.35

世界REITマザーファンド

2026年4月30日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	アメリカ	536,257,012	42.99
	イギリス	124,867,878	10.01
	日本	123,134,200	9.87
	フランス	121,638,852	9.75
	シンガポール	91,116,457	7.31
	オーストラリア	83,126,837	6.66
	香港	76,985,526	6.17
	ベルギー	36,583,158	2.93

	スペイン	17,464,435	1.40
	オランダ	12,994,465	1.04
	小計	1,224,168,820	98.15
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	23,092,662	1.85
合計(純資産総額)		1,247,261,482	100.00

グローバル好配当株マザーファンド

2026年4月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	24,359,887,245	29.20
	日本	10,095,257,000	12.10
	フランス	8,035,090,763	9.63
	スペイン	7,704,307,765	9.23
	オーストラリア	5,940,765,804	7.12
	シンガポール	3,829,606,596	4.59
	台湾	3,760,048,168	4.51
	イギリス	2,544,392,829	3.05
	オーストリア	2,470,473,450	2.96
	ドイツ	2,463,915,500	2.95
	ケイマン諸島	2,246,746,260	2.69
	イタリア	1,608,196,710	1.93
	スイス	1,526,470,008	1.83
	中国	1,124,724,150	1.35
	アイルランド	867,357,042	1.04
	リベリア	611,109,958	0.73
	小計	79,188,349,248	94.91
投資証券	アメリカ	873,379,686	1.05
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	3,370,898,478	4.04
合計(純資産総額)		83,432,627,412	100.00

新興国債券マザーファンド

2026年4月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	ブラジル	697,227,458	5.04
	メキシコ	566,517,508	4.10
	トルコ	533,036,092	3.85
	ドミニカ共和国	519,330,878	3.75
	南アフリカ	501,684,241	3.63
	ルーマニア	473,817,350	3.43
	アルゼンチン	453,832,818	3.28
	コロンビア	386,844,641	2.80
	エジプト	374,201,442	2.71
	ペルー	324,657,700	2.35
	エクアドル	286,074,231	2.07

	インドネシア	281,077,821	2.03
	コスタリカ	262,467,469	1.90
	バーレーン	250,775,402	1.81
	コートジボアール	244,923,320	1.77
	オマーン	228,700,902	1.65
	スリランカ	224,615,266	1.62
	ウクライナ	218,643,997	1.58
	ポーランド	171,118,447	1.24
	サウジアラビア	165,653,278	1.20
	アンゴラ	155,522,003	1.12
	モンテネグロ	146,797,546	1.06
	パナマ	139,727,597	1.01
	ナイジェリア	127,613,750	0.92
	スリナム	116,380,587	0.84
	ウルグアイ	115,229,789	0.83
	ウズベキスタン	114,296,351	0.83
	セルビア	113,578,013	0.82
	チリ	110,337,942	0.80
	ヴェネズエラ	107,300,910	0.78
	グアテマラ	83,277,375	0.60
	モロッコ	82,569,541	0.60
	バルバドス	82,070,560	0.59
	バハマ	79,636,465	0.58
	フィリピン	74,151,184	0.54
	パラグアイ	69,865,884	0.51
	カザフスタン	67,645,313	0.49
	ヨルダン	66,441,557	0.48
	アゼルバイジャン	66,309,075	0.48
	ケニア	66,051,489	0.48
	クエート	59,692,057	0.43
	ブルガリア	55,834,287	0.40
	カタール	44,830,304	0.32
	ハンガリー	37,802,736	0.27
	アラブ首長国連邦	36,865,072	0.27
	レバノン	32,871,128	0.24
	小計	9,417,898,776	68.09
特殊債券	インド	173,105,398	1.25
	ウズベキスタン	33,370,743	0.24
	韓国	33,247,243	0.24
	国際機関	33,240,827	0.24
	メキシコ	24,854,034	0.18
	小計	297,818,245	2.15
社債券	メキシコ	528,663,722	3.82

チリ	369,851,881	2.67	
ルクセンブルグ	292,760,141	2.12	
ヴェネズエラ	241,985,685	1.75	
タイ	154,293,447	1.12	
アメリカ	150,971,345	1.09	
ケイマン諸島	149,633,882	1.08	
アラブ首長国連邦	111,101,182	0.80	
韓国	110,952,749	0.80	
モーリシャス	102,887,809	0.74	
フィリピン	98,664,630	0.71	
カザフスタン	88,971,187	0.64	
カタール	87,802,899	0.63	
サウジアラビア	85,794,295	0.62	
ペルー	85,152,654	0.62	
南アフリカ	77,581,749	0.56	
インド	68,594,953	0.50	
ウズベキスタン	66,319,661	0.48	
オランダ	63,186,923	0.46	
クエート	63,073,688	0.46	
ジャージー	55,693,182	0.40	
オマーン	54,643,846	0.40	
ブラジル	51,257,797	0.37	
トルコ	47,831,185	0.35	
ルーマニア	38,463,313	0.28	
モロッコ	34,415,844	0.25	
シンガポール	32,343,285	0.23	
コロンビア	32,098,529	0.23	
インドネシア	31,878,474	0.23	
パナマ	30,881,490	0.22	
バミューダ	29,466,209	0.21	
ジャマイカ	18,134,370	0.13	
小計	3,455,352,006	24.98	
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	661,305,259	4.78
合計（純資産総額）		13,832,374,286	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建 / 売建	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
債券先物取引	買建	アメリカ	641,499,853	4.64
合計	買建	-	641,499,853	4.64
債券先物取引	売建	ドイツ	514,236,965	3.72
債券先物取引	売建	アメリカ	379,901,248	2.75
合計	売建	-	894,138,213	6.46

種類	買建 / 売建	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建	-	742,368,320	5.37

為替予約取引	売建	-	719,742,359	5.20
--------	----	---	-------------	------

欧州債券マザーファンド

2026年4月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	フランス	129,498,963	15.56
	イタリア	125,472,734	15.08
	イギリス	101,757,158	12.23
	スペイン	77,393,493	9.30
	オーストリア	35,426,255	4.26
	ドイツ	35,025,913	4.21
	ベルギー	27,311,547	3.28
	モロッコ	19,583,522	2.35
	コロンビア	18,538,575	2.23
	セルビア	17,342,405	2.08
	ポーランド	16,875,304	2.03
	ルーマニア	14,584,886	1.75
	リトアニア	8,095,718	0.97
	ラトヴィア	3,844,832	0.46
	ノルウェー	2,466,923	0.30
	デンマーク	2,170,692	0.26
	エストニア	2,037,058	0.24
	小計	637,425,978	76.61
特殊債券	ハンガリー	31,463,994	3.78
	国際機関	8,251,781	0.99
	小計	39,715,775	4.77
社債券	チェコ	38,124,923	4.58
	スウェーデン	24,078,314	2.89
	アイスランド	19,135,535	2.30
	ポーランド	19,123,169	2.30
	小計	100,461,941	12.07
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	54,403,365	6.55
合計(純資産総額)		832,007,059	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建/ 売建	国/地域	時価合計(円)	投資比率 (%)
為替予約取引	買建	-	78,832,769	9.48
為替予約取引	売建	-	78,695,315	9.46

アジア・オセアニア債券マザーファンド

2026年4月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	ニュージーランド	205,795,249	24.75

	マレーシア	156,053,759	18.77
	シンガポール	96,542,772	11.61
	オーストラリア	87,091,416	10.47
	香港	83,505,686	10.04
	韓国	14,359,791	1.73
	小計	643,348,673	77.37
特殊債券	国際機関	140,315,383	16.87
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	47,899,509	5.76
合計（純資産総額）		831,563,565	100.00

コモディティ・マザーファンド

2026年4月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
社債券	イギリス	419,644,396	96.29
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	16,180,252	3.71
合計（純資産総額）		435,824,648	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

日本好配当株マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

2026年4月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 （円）	帳簿価額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 （円）	投資 比率 （％）
日本	株式	日本たばこ産業	食料品	187,400	6,081.00	1,139,579,400	5,865.00	1,099,101,000	4.60
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	4,903,300	216.05	1,059,379,137	221.90	1,088,042,270	4.55
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	203,400	5,789.00	1,177,482,600	5,270.00	1,071,918,000	4.48
日本	株式	セイノーホールディングス	陸運業	444,100	2,536.50	1,126,459,650	2,398.50	1,065,173,850	4.45
日本	株式	平和不動産	不動産業	421,900	2,491.00	1,050,952,900	2,431.00	1,025,638,900	4.29
日本	株式	積水ハウス	建設業	298,200	3,626.00	1,081,273,200	3,410.00	1,016,862,000	4.25
日本	株式	大東建託	不動産業	284,400	3,784.00	1,076,169,600	3,518.00	1,000,519,200	4.18
日本	株式	日本郵船	海運業	173,900	6,055.00	1,052,964,500	5,669.00	985,839,100	4.12
日本	株式	野村不動産ホールディングス	不動産業	946,000	1,069.50	1,011,747,000	1,017.00	962,082,000	4.02
日本	株式	科研製薬	医薬品	234,500	4,220.00	989,590,000	4,080.00	956,760,000	4.00
日本	株式	エーザイ	医薬品	195,000	5,155.00	1,005,225,000	4,687.00	913,965,000	3.82
日本	株式	大平洋金属	鉄鋼	349,100	2,826.00	986,556,600	2,522.00	880,430,200	3.68
日本	株式	ヒューリック	不動産業	457,500	1,930.50	883,203,750	1,766.00	807,945,000	3.38
日本	株式	ビジョン	その他製品	475,600	1,698.00	807,568,800	1,687.00	802,337,200	3.36
日本	株式	N T T	情報・通信業	5,256,500	155.30	816,334,450	152.50	801,616,250	3.35

日本	株式	A R Eホールディングス	非鉄金属	207,200	3,785.00	784,252,000	3,530.00	731,416,000	3.06
日本	株式	三洋化成工業	化学	108,600	5,250.00	570,150,000	4,990.00	541,914,000	2.27
日本	株式	栗本鐵工所	鉄鋼	334,600	1,582.00	529,337,200	1,503.00	502,903,800	2.10
日本	株式	安藤・間	建設業	259,800	2,066.00	536,746,800	1,904.00	494,659,200	2.07
日本	株式	ベルシステム24ホールディングス	サービス業	317,300	1,500.00	475,950,000	1,497.00	474,998,100	1.99
日本	株式	飯田グループホールディングス	不動産業	204,500	2,480.50	507,262,250	2,210.00	451,945,000	1.89
日本	株式	ストライクグループ	サービス業	340,300	1,469.00	499,900,700	1,314.00	447,154,200	1.87
日本	株式	S Gホールディングス	陸運業	299,300	1,562.50	467,656,250	1,462.00	437,576,600	1.83
日本	株式	西松建設	建設業	65,700	5,932.00	389,732,400	5,760.00	378,432,000	1.58
日本	株式	丸井グループ	小売業	115,300	3,102.00	357,660,600	3,004.00	346,361,200	1.45
日本	株式	日本冶金工業	鉄鋼	66,000	4,895.00	323,070,000	4,520.00	298,320,000	1.25
日本	株式	鉄建建設	建設業	60,600	4,965.00	300,879,000	4,870.00	295,122,000	1.23
日本	株式	キャリアリンク	サービス業	124,400	2,485.00	309,134,000	2,346.00	291,842,400	1.22
日本	株式	アマノ	機械	67,700	3,924.00	265,654,800	3,583.00	242,569,100	1.01
日本	株式	センコーグループホールディングス	陸運業	129,700	1,903.50	246,883,950	1,845.50	239,361,350	1.00

□ 種類別・業種別投資比率

2026年4月30日現在

種類	業種	投資比率(%)
株式(国内)	建設業	10.81
	食料品	4.60
	化学	2.70
	医薬品	12.31
	鉄鋼	7.03
	非鉄金属	3.06
	機械	1.01
	輸送用機器	0.86
	その他製品	4.33
	陸運業	7.29
	海運業	4.12
	情報・通信業	7.90
	卸売業	2.60
	小売業	1.62
	不動産業	17.77
サービス業	8.06	
合計		96.07

世界REITマザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

2026年4月30日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	3,265	31,361.06	102,393,850	34,017.12	111,065,880	8.90
イギリス	投資証券	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	140,097	389.65	54,588,283	402.41	56,376,573	4.52
アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	302	155,163.69	46,859,433	174,675.94	52,752,133	4.23
フランス	投資証券	UNIBAIL- RODAMCO- WESTFIELD	2,645	17,567.81	46,466,860	19,214.79	50,823,128	4.07
香港	投資証券	LINK REIT	59,398	736.51	43,747,256	805.70	47,856,921	3.84
フランス	投資証券	KLEPIERRE	7,116	5,864.68	41,733,069	6,438.03	45,813,044	3.67
オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	13,006	2,942.71	38,272,886	3,307.26	43,014,265	3.45
アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	1,155	29,158.90	33,678,531	32,092.44	37,066,762	2.97
アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	7,430	4,356.19	32,366,509	4,587.15	34,082,554	2.73
アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	1,486	19,618.82	29,153,561	20,804.19	30,915,021	2.48
シンガポール	投資証券	CENTURION ACCOMMODATION REIT	223,400	137.81	30,786,307	134.05	29,946,680	2.40
香港	投資証券	FORTUNE REIT	291,000	95.39	27,758,548	100.10	29,128,605	2.34
日本	投資証券	オリックス不動産投資法人	272	99,800.00	27,145,600	99,200.00	26,982,400	2.16
アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	1,466	16,122.23	23,635,193	18,367.86	26,927,286	2.16
シンガポール	投資証券	CAPITALAND INTEGRATED COMMER	78,900	286.82	22,629,784	299.42	23,624,174	1.89
アメリカ	投資証券	EASTGROUP PROPERTIES INC	711	29,521.38	20,989,703	31,778.07	22,594,208	1.81
アメリカ	投資証券	REGENCY CENTERS CORP	1,681	11,928.20	20,051,311	12,731.76	21,402,085	1.72
イギリス	投資証券	LAND SECURITIES GROUP PLC	14,873	1,172.62	17,440,332	1,252.67	18,630,908	1.49
アメリカ	投資証券	BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	3,883	4,593.57	17,836,830	4,784.43	18,577,956	1.49
スペイン	投資証券	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	6,358	2,659.98	16,912,137	2,746.84	17,464,435	1.40

日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人	269	59,900.00	16,113,100	61,400.00	16,516,600	1.32
日本	投資証券	KDX不動産投資法人	101	163,700.00	16,533,700	163,000.00	16,463,000	1.32
アメリカ	投資証券	FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	1,622	9,329.89	15,133,075	9,844.74	15,968,165	1.28
アメリカ	投資証券	OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	2,055	7,145.37	14,683,744	7,495.02	15,402,275	1.23
イギリス	投資証券	PRIMARY HEALTH PROPERTIES	76,337	195.36	14,913,505	200.12	15,276,845	1.22
アメリカ	投資証券	VENTAS INC	1,061	13,257.84	14,066,565	14,013.27	14,868,084	1.19
ベルギー	投資証券	AEDIFICA	1,089	12,778.63	13,915,932	13,331.38	14,517,867	1.16
オーストラリア	投資証券	GPT GROUP	26,185	522.26	13,675,367	543.97	14,243,927	1.14
イギリス	投資証券	HAMMERSON PLC	19,416	654.68	12,711,170	704.44	13,677,320	1.10
シンガポール	投資証券	LENDLEASE GLOBAL COMMERCIAL	189,100	66.40	12,555,937	70.78	13,385,103	1.07

ロ 種類別投資比率

2026年4月30日現在

種類	投資比率(%)
投資証券	98.15
合計	98.15

グローバル好配当株マザーファンド

イ 主要投資銘柄(上位30銘柄)

2026年4月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
シンガポール	株式	DBS GROUP HOLDINGS LTD	銀行	470,000	7,297.56	3,429,853,200	7,085.84	3,330,343,296	3.99
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	300,131	8,506.49	2,553,060,599	11,071.13	3,322,789,318	3.98
オーストラリア	株式	BAWAG GROUP AG	銀行	90,000	23,899.04	2,150,913,915	27,449.71	2,470,473,450	2.96
スペイン	株式	IBERDROLA SA	公益事業	650,000	3,559.09	2,313,410,547	3,731.47	2,425,457,807	2.91
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	800,000	2,604.00	2,083,200,000	2,817.00	2,253,600,000	2.70
ケイマン諸島	株式	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	運輸	3,300,000	536.72	1,771,187,220	680.83	2,246,746,260	2.69

スペイン	株式	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	銀行	640,000	3,723.04	2,382,746,816	3,461.66	2,215,462,880	2.66
アメリカ	株式	BANK OF NEW YORK MELLON CORP	金融サービス	100,000	19,318.98	1,931,897,550	21,214.79	2,121,478,530	2.54
オーストラリア	株式	BRAMBLES LTD	商業・専門サービス	830,000	2,582.73	2,143,664,240	2,522.16	2,093,392,468	2.51
スペイン	株式	INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL	一般消費財・サービス流通・小売り	210,000	10,717.56	2,250,688,440	9,488.42	1,992,567,528	2.39
アメリカ	株式	MSCI INC	金融サービス	20,000	92,031.12	1,840,622,327	95,934.07	1,918,681,414	2.30
イギリス	株式	RELX PLC	商業・専門サービス	330,000	5,028.69	1,659,466,516	5,735.44	1,892,694,705	2.27
フランス	株式	GAZTRANSPORT ET TECHNIGA SA	エネルギー	49,000	29,454.56	1,443,273,636	38,186.01	1,871,114,294	2.24
フランス	株式	BUREAU VERITAS SA	商業・専門サービス	370,000	5,171.41	1,913,422,440	4,843.51	1,792,100,365	2.15
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	240,000	5,905.00	1,417,200,000	7,202.00	1,728,480,000	2.07
オーストラリア	株式	COMPUTERSHARE LTD	商業・専門サービス	500,000	3,730.63	1,865,315,135	3,394.12	1,697,058,000	2.03
アメリカ	株式	AMERICAN WATER WORKS CO INC	公益事業	80,000	20,428.32	1,634,265,355	21,166.67	1,693,333,464	2.03
イタリア	株式	INTESA SANPAOLO	銀行	1,500,000	1,093.63	1,640,452,123	1,072.13	1,608,196,710	1.93
アメリカ	株式	DARDEN RESTAURANTS INC	消費者サービス	50,000	31,978.89	1,598,944,590	31,482.95	1,574,147,655	1.89
フランス	株式	VINCI SA	資本財	65,000	23,280.72	1,513,246,962	23,636.73	1,536,387,157	1.84
スイス	株式	ZURICH INSURANCE GROUP AG	保険	14,000	118,724.54	1,662,143,616	109,033.57	1,526,470,008	1.83
アメリカ	株式	MARSH & MCLENNAN COS	保険	55,000	29,598.73	1,627,930,030	27,399.42	1,506,968,303	1.81
アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	60,000	19,004.61	1,140,276,666	24,807.52	1,488,451,278	1.78
フランス	株式	TOTALENERGIES SE	エネルギー	100,000	10,026.17	1,002,616,870	14,657.96	1,465,795,510	1.76

オーストラリア	株式	COLES GROUP LTD	生活必需品流通・小売り	550,000	2,456.01	1,350,802,840	2,621.58	1,441,870,760	1.73
ドイツ	株式	HANNOVER RUECKSE	保険	30,000	46,430.29	1,392,908,580	48,004.19	1,440,125,820	1.73
アメリカ	株式	ARES MANAGEMENT CORP - A	金融サービス	80,000	21,026.02	1,682,081,784	17,780.84	1,422,466,832	1.70
アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	45,000	24,892.53	1,120,163,760	30,830.17	1,387,357,461	1.66
アメリカ	株式	WATSCO INC	資本財	20,000	56,024.23	1,120,484,540	68,728.72	1,374,574,378	1.65
フランス	株式	VEOLIA ENVIRONNEMENT	公益事業	210,000	5,697.92	1,196,563,557	6,522.35	1,369,693,437	1.64

□ 種類別・業種別投資比率

2026年4月30日現在

種類	業種	投資比率（％）
株式（国内）	建設業	3.70
	電気機器	1.14
	輸送用機器	0.91
	銀行業	2.70
	保険業	2.07
	その他金融業	1.59
株式（外国）	エネルギー	8.43
	資本財	4.61
	商業・専門サービス	9.76
	運輸	3.98
	自動車・自動車部品	1.35
	消費者サービス	3.57
	一般消費財・サービス流通・小売り	4.44
	生活必需品流通・小売り	1.73
	食品・飲料・タバコ	1.25
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.45
	銀行	14.25
	金融サービス	6.55
	保険	5.36
	ソフトウェア・サービス	1.04
半導体・半導体製造装置	3.98	
電気通信サービス	1.23	
公益事業	7.85	
投資証券	-	1.05
合計		95.96

新興国債券マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

2026年4月30日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	1,574,000	16,976.65	267,212,473	16,799.41	264,422,697	7.100	2036/11/19	1.91
ヴェネズエラ	社債券	PETROLEOS DE VENEZUELA S	3,420,000	5,814.14	198,843,502	7,075.60	241,985,685	0.000	2049/11/17	1.75
ブラジル	国債証券	FED REPUBLIC OF BRAZIL	1,140,000	16,539.77	188,553,361	16,577.91	188,988,178	6.625	2035/03/15	1.37
バーレーン	国債証券	KINGDOM OF BAHRAIN	1,255,000	14,818.51	185,972,245	14,764.38	185,292,977	5.250	2033/01/25	1.34
ペルー	国債証券	REPUBLIC OF PERU	1,146,000	16,402.82	187,976,278	16,151.27	185,093,588	5.375	2035/02/08	1.34
アルゼンチン	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	1,415,046	12,110.15	171,364,191	12,382.11	175,212,517	5.000	2038/01/09	1.27
エジプト	国債証券	ARAB REPUBLIC OF EGYPT	1,050,000	15,950.79	167,483,247	14,867.99	156,113,922	8.7002	2049/03/01	1.13
メキシコ	社債券	PETROLEOS MEXICANOS	882,000	17,243.21	152,085,095	17,076.88	150,618,114	8.750	2029/06/02	1.09
メキシコ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	868,000	16,856.99	146,318,664	16,568.61	143,815,515	6.350	2035/02/09	1.04
インド	特殊債券	EXPORT-IMPORT BK INDIA	925,000	15,311.15	141,628,139	15,261.43	141,168,220	3.250	2030/01/15	1.02
メキシコ	社債券	PETROLEOS MEXICANOS	855,000	15,628.08	133,620,091	15,637.06	133,696,885	5.950	2031/01/28	0.97
コロンビア	国債証券	REPUBLIC OF COLOMBIA	900,000	14,631.58	131,684,199	14,471.19	130,240,689	6.125	2041/01/18	0.94
エクアドル	国債証券	REPUBLIC OF ECUADOR	853,985	12,506.41	106,802,865	14,761.49	126,060,939	6.900	2035/07/31	0.91
メキシコ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	710,000	17,482.74	124,127,424	17,085.54	121,307,367	7.375	2055/05/13	0.88
ドミニカ共和国	国債証券	DOMINICAN REPUBLIC	750,000	16,212.60	121,594,512	16,046.22	120,346,631	6.850	2045/01/27	0.87
スリナム	国債証券	REPUBLIC OF SURINAME INT	670,000	16,433.56	110,104,847	17,370.24	116,380,587	8.500	2035/11/06	0.84
モンテネグロ	国債証券	REPUBLIC OF MONTENEGRO	680,000	17,261.98	117,381,485	16,876.88	114,762,766	7.250	2031/03/12	0.83
アルゼンチン	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	804,603	13,809.57	111,112,222	14,258.67	114,725,707	1.000	2029/07/09	0.83
ウズベキスタン	国債証券	UZBEKISTAN INTL BOND	660,000	17,248.04	113,837,091	17,317.63	114,296,351	6.9474	2032/05/25	0.83

アメリカ	社債券	PEMEX PROJ FDG MASTER TR	739,000	15,221.96	112,490,296	15,464.80	114,284,900	6.625	2035/06/15	0.83
ドミニカ共和国	国債証券	DOMINICAN REPUBLIC	725,000	15,617.98	113,230,327	15,455.18	112,050,057	4.500	2030/01/30	0.81
ヴェネズエラ	国債証券	REPUBLIC OF VENEZUELA	1,500,000	3,554.24	53,313,636	7,153.39	107,300,910	0.000	2049/10/13	0.78
アルゼンチン	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	853,240	11,411.75	97,369,602	11,870.46	101,283,543	4.125	2035/07/09	0.73
スリランカ	国債証券	REPUBLIC OF SRI LANKA	794,528	12,382.59	98,383,132	12,726.46	101,115,323	3.600	2035/06/15	0.73
ルーマニア	国債証券	ROMANIA	606,000	16,396.67	99,363,818	16,261.46	98,544,453	5.750	2030/09/16	0.71
コスタリカ	国債証券	COSTA RICA GOVERNMENT	500,000	18,933.67	94,668,334	19,586.54	97,932,677	5.4995	2030/11/21	0.71
コスタリカ	国債証券	COSTA RICA GOVERNMENT	500,000	19,019.30	95,096,508	19,474.49	97,372,441	6.001	2036/01/16	0.70
ウクライナ	国債証券	UKRAINE GOVERNMENT	1,025,890	8,770.77	89,978,417	9,460.12	97,050,454	4.500	2036/02/01	0.70
メキシコ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	560,000	17,233.91	96,509,870	16,950.02	94,920,085	6.875	2037/05/13	0.69
チリ	国債証券	REPUBLIC OF CHILE	545,000	16,919.54	92,211,498	16,795.24	91,534,051	5.650	2037/01/13	0.66

□ 種類別投資比率

2026年4月30日現在

種類	投資比率(%)
国債証券	68.09
特殊債券	2.15
社債券	24.98
合計	95.22

欧州債券マザーファンド

イ 主要投資銘柄(上位30銘柄)

2026年4月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
フランス	国債証券	FRANCE OAT.	213,000	18,321.23	39,024,211	18,345.21	39,075,295	2.700	2031/02/25	4.70
ハンガリー	特殊債券	HUNGARIAN DEVELOPMENT BA	168,000	18,625.70	31,291,179	18,728.57	31,463,994	0.375	2026/06/09	3.78
イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	137,000	19,493.60	26,706,232	19,491.16	26,702,895	4.750	2028/09/01	3.21
スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	150,000	17,610.53	26,415,797	17,638.82	26,458,236	2.350	2033/07/30	3.18
フランス	国債証券	FRANCE OAT.	122,000	20,255.26	24,711,416	20,257.32	24,713,930	4.750	2035/04/25	2.97

スウェーデン	社債券	SWEDBANK HYPOTEK AB	1,400,000	1,705.91	23,882,761	1,719.88	24,078,314	3.000	2030/10/29	2.89
フランス	国債証券	FRANCE OAT.	124,000	18,619.33	23,087,971	18,639.94	23,113,528	2.750	2029/02/25	2.78
イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	138,000	16,118.50	22,243,535	16,203.20	22,360,409	0.950	2032/06/01	2.69
イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	117,000	18,387.72	21,513,636	18,452.76	21,589,728	3.650	2035/08/01	2.59
モロッコ	国債証券	KINGDOM OF MOROCCO	104,000	18,694.65	19,442,440	18,830.31	19,583,522	3.875	2029/04/02	2.35
チェコ	社債券	CESKA SPORITELNA AS	100,000	19,217.79	19,217,791	19,261.45	19,261,448	4.824	2030/01/15	2.32
アイスランド	社債券	ISLANDSBANKI	100,000	19,132.16	19,132,163	19,135.54	19,135,535	4.625	2028/03/27	2.30
ポーランド	社債券	MBANK SA	100,000	19,168.33	19,168,325	19,123.17	19,123,169	8.375	2027/09/11	2.30
チェコ	社債券	CESKE DRAHY	100,000	18,767.35	18,767,353	18,863.47	18,863,474	3.750	2030/07/28	2.27
コロンビア	国債証券	REPUBLIC OF COLOMBIA	100,000	18,412.66	18,412,662	18,538.58	18,538,575	3.750	2028/09/19	2.23
オーストリア	国債証券	REPUBLIC OF AUSTRIA	98,000	18,345.58	17,978,672	18,359.82	17,992,627	2.900	2034/02/20	2.16
オーストリア	国債証券	REPUBLIC OF AUSTRIA	91,000	19,119.42	17,398,674	19,157.83	17,433,628	3.450	2030/10/20	2.10
セルビア	国債証券	REPUBLIC OF SERBIA	100,000	17,194.38	17,194,382	17,342.41	17,342,405	1.500	2029/06/26	2.08
ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	105,000	16,415.30	17,236,063	16,411.36	17,231,931	2.900	2056/08/15	2.07
イギリス	国債証券	UK GILT	194,000	9,029.37	17,516,972	8,779.48	17,032,197	1.250	2051/07/31	2.05
イギリス	国債証券	UK GILT	88,000	18,297.37	16,101,684	17,972.41	15,815,721	4.250	2046/12/07	1.90
フランス	国債証券	FRANCE OAT.	85,000	18,342.46	15,591,095	18,351.02	15,598,365	3.500	2035/11/25	1.87
イギリス	国債証券	UK GILT	95,000	16,100.77	15,295,728	15,737.30	14,950,434	3.750	2053/10/22	1.80
イギリス	国債証券	UK GILT	70,000	21,245.57	14,871,899	21,195.16	14,836,612	4.125	2031/03/07	1.78
ポーランド	国債証券	REPUBLIC OF POLAND	78,000	18,588.60	14,499,110	18,619.52	14,523,224	3.125	2031/10/22	1.75
スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	72,000	18,767.37	13,512,506	18,774.66	13,517,756	3.450	2034/10/31	1.62
イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	69,000	18,508.41	12,770,801	18,554.31	12,802,476	2.950	2030/07/01	1.54
イギリス	国債証券	UK GILT	55,000	21,410.00	11,775,497	21,279.75	11,703,864	4.625	2034/01/31	1.41
フランス	国債証券	FRANCE OAT.	140,000	8,197.44	11,476,412	8,158.09	11,421,325	0.750	2052/05/25	1.37

イタリ ア	国債 証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	55,000	19,596.84	10,778,262	19,648.37	10,806,602	4.750	2044/09/01	1.30
----------	----------	--------------------------------	--------	-----------	------------	-----------	------------	-------	------------	------

□ 種類別投資比率

2026年4月30日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	76.61
特殊債券	4.77
社債券	12.07
合計	93.46

アジア・オセアニア債券マザーファンド

イ 主要投資銘柄

2026年4月30日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
ニュー ジーラ ンド	国債 証券	NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,800,000	9,167.26	165,010,762	9,147.32	164,651,706	3.000	2029/04/20	19.80
シンガ ポール	国債 証券	SINGAPORE GOVERNMENT	770,000	12,545.16	96,597,757	12,538.02	96,542,772	2.125	2026/06/01	11.61
オース トラリ ア	国債 証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	800,000	10,856.26	86,850,057	10,886.43	87,091,416	2.250	2028/05/21	10.47
国際機 関	特殊 債券	INTL FINANCE CORP	900,000	9,533.35	85,800,166	9,574.84	86,173,519	1.250	2031/02/06	10.36
香港	国債 証券	HONG KONG GOVERNMENT	4,100,000	2,038.46	83,577,024	2,036.72	83,505,686	2.240	2029/08/27	10.04
マレー シア	国債 証券	MALAYSIA GOVERNMENT	1,900,000	4,126.72	78,407,682	4,133.56	78,537,694	3.885	2029/08/15	9.44
マレー シア	国債 証券	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,900,000	4,080.97	77,538,375	4,079.79	77,516,065	3.892	2027/03/15	9.32
国際機 関	特殊 債券	INTL FINANCE CORP	500,000	10,790.32	53,951,588	10,828.37	54,141,864	3.150	2029/06/26	6.51
ニュー ジーラ ンド	国債 証券	NEW ZEALAND GOVERNMENT	500,000	8,187.60	40,938,003	8,228.71	41,143,543	1.500	2031/05/15	4.95
韓国	国債 証券	KOREA TREASURY BOND	140,000,000	10.25	14,345,883	10.26	14,359,791	1.875	2029/06/10	1.73

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別投資比率

2026年4月30日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	77.37
特殊債券	16.87
合計	94.24

コモディティ・マザーファンド

イ 主要投資銘柄

2026年4月30日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
イギリス	社債券	BCOM/UBS 10/20/27	2,000,000	19,750.42	395,008,492	20,982.22	419,644,396	3.640	2027/10/20	96.29

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2026年4月30日現在

種類	投資比率(%)
社債券	96.29
合計	96.29

投資不動産物件

日本好配当株マザーファンド

該当事項はありません。

世界REITマザーファンド

該当事項はありません。

グローバル好配当株マザーファンド

該当事項はありません。

新興国債券マザーファンド

該当事項はありません。

欧州債券マザーファンド

該当事項はありません。

アジア・オセアニア債券マザーファンド

該当事項はありません。

コモディティ・マザーファンド

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

日本好配当株マザーファンド

2026年4月30日現在

種類	国/ 地域	取引所 等	名称	買建/ 売建	数量	通貨	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
----	----------	----------	----	-----------	----	----	-----------	-----------	-----------------

株価指数 先物取引	日本	大阪取引 所	TOPI X 先 物 0806 月 2026年 6月	買建	15	日本・円	568,200,000	561,600,000	2.35
--------------	----	-----------	--	----	----	------	-------------	-------------	------

(注) 主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

世界REITマザーファンド

該当事項はありません。

グローバル好配当株マザーファンド

該当事項はありません。

新興国債券マザーファンド

2026年4月30日現在

種類	国/ 地域	取引 所等	名称	買建/ 売建	数量	通貨	帳簿価額	簿価 (円)	評価額	時価 (円)	投資 比率 (%)
債券 先物 取引	アメリカ	シカ ゴ取 引所	US 10 yr Ul tra F ut JU N 26 2026 年6月	買建	11	アメリカ・ドル	1,248,437.55	200,236,898	1,238,875.00	198,703,161	1.44
	アメリカ	シカ ゴ取 引所	US UL TRA B OND C BT JU N 26 2026 年6月	買建	24	アメリカ・ドル	2,884,721.58	462,680,494	2,760,750.00	442,796,692	3.20
	ドイツ	EU RE X	EURO - BUND FUTUR E JUN 26 2026年 6月	売建	22	ユーロ	2,825,274.80	529,371,739	2,744,500.00	514,236,965	3.72
	アメリカ	シカ ゴ取 引所	US 5Y R NOT E (CB T) JU N 26 2026 年6月	売建	22	アメリカ・ドル	2,390,921.94	383,479,969	2,368,609.32	379,901,248	2.75

(注) 主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2026年4月30日現在

種類	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約 取引	アメリカ・ドル	買建	4,276,471.87	675,971,960	681,841,626	4.93
	ユーロ	買建	324,027.38	60,634,081	60,526,694	0.44
	ユーロ	売建	2,933,548.81	543,410,581	547,972,249	3.96
	アメリカ・ドル	売建	649,401.86	103,804,081	103,738,297	0.75
	メキシコ・ペソ	売建	7,465,358.81	68,206,379	68,031,813	0.49

（注）日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

欧州債券マザーファンド

2026年4月30日現在

種類	資産の名称	買建 / 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約 取引	ユーロ	買建	183,782.92	34,082,487	34,333,113	4.13
	イギリス・ポンド	買建	115,270.93	24,409,374	24,772,875	2.98
	ポーランド・ズロチ	買建	341,565.68	14,962,787	14,987,081	1.80
	デンマーク・クローネ	買建	102,834.96	2,558,589	2,576,653	0.31
	ノルウェー・クローネ	買建	93,683.18	1,507,357	1,608,118	0.19
	ルーマニア・レイ	買建	15,300.00	556,413	554,929	0.07
	ユーロ	売建	237,284.76	43,994,520	44,367,714	5.33
	スウェーデン・クローナ	売建	1,157,737.10	19,704,685	19,901,500	2.39
	チェコ・コルナ	売建	1,081,859.58	8,214,992	8,261,079	0.99
	ルーマニア・レイ	売建	148,710.03	5,415,932	5,400,516	0.65
	ポーランド・ズロチ	売建	10,000.00	427,858	438,776	0.05
	デンマーク・クローネ	売建	13,000.00	319,020	325,730	0.04

（注）日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

アジア・オセアニア債券マザーファンド

該当事項はありません。

コモディティ・マザーファンド

該当事項はありません。

参考情報

基準日:2026年4月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

分配の推移

決算期	分配金
2026年 3月	30円
2026年 1月	30円
2025年11月	300円
2025年 9月	30円
2025年 7月	30円
直近1年間累計	720円
設定来累計	5,090円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

※直近5計算期間を記載しています。

主要な資産の状況

■グローバル資産分散オープン

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	73.89
投資証券	ルクセンブルグ	24.93
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.18
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	グローバル好配当株マザーファンド	15.06
日本	親投資信託受益証券	世界REITマザーファンド	14.64
ルクセンブルグ	投資証券	T.Rowe Price Funds SICAV - Global High Yield Bond Fund Jdm	9.88
日本	親投資信託受益証券	新興国債券マザーファンド	9.84
ルクセンブルグ	投資証券	T.Rowe Price Funds SICAV - U.S. Aggregate Bond Fund Jdm	9.77
日本	親投資信託受益証券	欧州債券マザーファンド	9.76
日本	親投資信託受益証券	アジア・オセアニア債券マザーファンド	9.76
日本	親投資信託受益証券	日本好配当株マザーファンド	9.71
ルクセンブルグ	投資証券	T.Rowe Price Funds SICAV - Emerging Markets Equity Fund Jdq	5.29
日本	親投資信託受益証券	コモディティ・マザーファンド	5.11

※比率は、ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

▶ 投資対象とする投資信託の現況

■ ティー・ロウ・プライス・ファンズSICAV-USアグリゲート・ボンド・ファンド (Jdmクラス)

当該投資信託をシェアクラスとして含む「ティー・ロウ・プライス・ファンズSICAV-USアグリゲート・ボンド・ファンド」の主要投資銘柄（上位5銘柄）は、以下の通りです。

主要投資銘柄（上位5銘柄）

国・地域	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
ポーランド	ERSTE BANK POLSKA	3.500	2031/10/07	0.5
アメリカ	CVS HEALTH	5.050	2048/03/25	0.4
カナダ	ROGERS COMMUNICATIONS	3.800	2032/03/15	0.4
アメリカ	GOLDMAN SACHS	4.692	2030/10/23	0.4
アメリカ	SBA TOWER TRUST	4.831	2029/10/15	0.3

※国債および政府機関債を除いています。

※比率は、ティー・ロウ・プライス・ファンズSICAV-USアグリゲート・ボンド・ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

※ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドから入手した情報を基に委託会社作成

■ 欧州債券マザーファンド

主要投資銘柄（上位5銘柄）

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
フランス	国債証券	FRANCE OAT.	2.700	2031/02/25	4.70
ハンガリー	特殊債券	HUNGARIAN DEVELOPMENT BA	0.375	2026/06/09	3.78
イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	4.750	2028/09/01	3.21
スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	2.350	2033/07/30	3.18
フランス	国債証券	FRANCE OAT.	4.750	2035/04/25	2.97

※比率は、欧州債券マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

■ アジア・オセアニア債券マザーファンド

主要投資銘柄（上位5銘柄）

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
ニュージーランド	国債証券	NEW ZEALAND GOVERNMENT	3.000	2029/04/20	19.80
シンガポール	国債証券	SINGAPORE GOVERNMENT	2.125	2026/06/01	11.61
オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2.250	2028/05/21	10.47
国際機関	特殊債券	INTL FINANCE CORP	1.250	2031/02/06	10.36
香港	国債証券	HONG KONG GOVERNMENT	2.240	2029/08/27	10.04

※比率は、アジア・オセアニア債券マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

■ 新興国債券マザーファンド

主要投資銘柄（上位5銘柄）

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	7.100	2036/11/19	1.91
ヴェネズエラ	社債券	PETROLEOS DE VENEZUELA S	0.000	2049/11/17	1.75
ブラジル	国債証券	FED REPUBLIC OF BRAZIL	6.625	2035/03/15	1.37
バーレーン	国債証券	KINGDOM OF BAHRAIN	5.250	2033/01/25	1.34
ペルー	国債証券	REPUBLIC OF PERU	5.375	2035/02/08	1.34

※比率は、新興国債券マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

■ティール・ロウ・プライス・ファンズSICAV-グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(Jdmクラス)

当該投資信託をシェアクラスとして含む「ティール・ロウ・プライス・ファンズSICAV-グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国・地域	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
アメリカ	Asurion Llc/ Asurion Co-issuer	8.000	2032/12/31	1.1
アメリカ	Cloud Software Group	9.000	2029/09/30	1.0
アメリカ	Rivian Holdings Llc/rivian Llc/rivian Automotive Llc	10.000	2031/01/15	1.0
アメリカ	Echostar	10.750	2029/11/30	0.9
アメリカ	Lifepoint Health	10.000	2032/06/01	0.9

※国債および政府機関債を除いています。

※償還期限は、償還日の定めのない永久債の場合、「-」と記載しています。

※比率は、ティール・ロウ・プライス・ファンズSICAV-グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

※ティール・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドから入手した情報を基に委託会社作成

■日本好配当株マザーファンド

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
日本	株式	日本たばこ産業	食料品	4.60
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	4.55
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	4.48
日本	株式	セイノーホールディングス	陸運業	4.45
日本	株式	平和不動産	不動産業	4.29

※比率は、日本好配当株マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

■グローバル好配当株マザーファンド

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
シンガポール	株式	DBS GROUP HOLDINGS LTD	銀行	3.99
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	3.98
オーストリア	株式	BAWAG GROUP AG	銀行	2.96
スペイン	株式	IBERDROLA SA	公益事業	2.91
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.70

※比率は、グローバル好配当株マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

■ティール・ロウ・プライス・ファンズSICAV-エマージング・マーケット・エクイティ・ファンド(Jdqクラス)

当該投資信託をシェアクラスとして含む「ティール・ロウ・プライス・ファンズSICAV-エマージング・マーケット・エクイティ・ファンド」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国・地域	銘柄名	業種
韓国	Samsung Electronics	情報技術
台湾	Taiwan Semiconductor Manufacturing	情報技術
韓国	SK Hynix	情報技術
台湾	ASE Technology Holding	情報技術
中国	Tencent Holdings	コミュニケーション・サービス

※比率は、ティール・ロウ・プライス・ファンズSICAV-エマージング・マーケット・エクイティ・ファンドの開示基準により、非開示となります。

※ティール・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドから入手した情報を基に委託会社作成

■世界REITマザーファンド

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	8.90
イギリス	投資証券	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	4.52
アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	4.23
フランス	投資証券	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	4.07
香港	投資証券	LINK REIT	3.84

※比率は、世界REITマザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

■コモディティ・マザーファンド

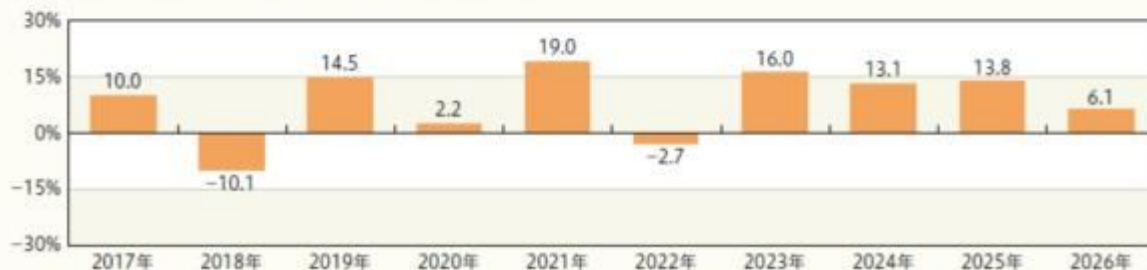
主要投資銘柄(上位5銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
イギリス	社債券	BCOM/UBS 10/20/27	3.640	2027/10/20	96.29

※比率は、コモディティ・マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位5銘柄)」は組入有価証券が5銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※2026年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ファンドにはベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

イ 申込方法

(イ) ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社に取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(ロ) 原則として午後3時30分までに、取得申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、組入投資信託証券の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

(ハ) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

- (二) 定時定額で取得申込みをする「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ロ 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ 申込手数料

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.3%（税抜き3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時30分までに、解約請求のお申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、組入投資信託証券の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け

付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

投資対象とする投資信託証券は、原則として、基準価額計算日に知りうる直近の純資産価格（基準価額）で評価します。また、上場されている場合は、その主たる取引所における最終相場で評価します。投資対象とする親投資信託受益証券は、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価します。

なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<マザーファンドの主要投資対象の評価方法>

主要投資対象	有価証券等の評価方法
株式、投資証券、債券等	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の最終相場で評価します。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 原則として、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価します。
市場デリバティブ取引	原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価します。

国内で取引される資産については原則として基準価額計算日の値、外国で取引される資産については原則として基準価額計算日に知りうる直近の日の値で評価します。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、「メイン」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2007年5月22日から下記「(5) その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

(4) 【計算期間】

毎年1月28日から3月27日まで、3月28日から5月27日まで、5月28日から7月27日まで、7月28日から9月27日まで、9月28日から11月27日まで、および11月28日から翌年1月27日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】**イ 信託の終了****(イ) 信託契約の解約**

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記aの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 上記c～eまでの取扱いは、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記cの一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ハ) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

(ニ) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。
- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信

託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

(イ) 収益分配金

a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(ロ) 償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

八 信託約款の変更

(イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託会社は、上記(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

(ハ) 上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、(イ)の信託約款の変更をしません。

(ホ) 委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

二 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更が行われる場合において、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間内に委託会社に異議を述べた受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

へ 投資顧問会社（運用の委託先）との契約の更改等

- (イ) 委託会社とティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドとの間の運用委託契約には期限の定めがありません。投資一任契約の内容は、必要に応じて、委託会社とティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドとの合意により変更されることがあります。
- (ロ) 委託会社とシービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセット・エルエルシーとの間で締結される投資一任契約（運用委託契約）は、当事者のいずれからも何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。投資一任契約の内容は、必要に応じて、委託会社とシービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセット・エルエルシーとの合意により変更されることがあります。

ト 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

チ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

リ 運用報告書（運用状況に係る情報）

委託会社は6ヵ月毎の決算時^{*}および償還時に、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、受益者に対し、原則として販売会社を通じて、書面交付または電磁的方法のいずれかの方法で提供されます。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（<https://www.smd-am.co.jp>）に掲載されますが、受益者から請求があった場合には書面交付されます。

^{*}原則として3月、9月の各決算時とします。

4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業

業日目まで)から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

八 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」の記載をご参照ください。

二 信託約款変更等に対する異議申立権および受益権の買取請求権

委託会社が、当ファンドの解約(監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。)または重大な信託約款の変更を行おうとする場合において、当該解約または信託約款変更に関する異議のある受益者は、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間中に異議を申し立てることができます。異議を申し立てた受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の過半数となる場合は、当該解約または信託約款変更は行われません。

当該解約または信託約款変更が行われる場合において、前述の異議を申し立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、特定38期(2025年9月30日から2026年3月27日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【グローバル資産分散オープン】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	特定37期 (2025年 9月29日現在)	特定38期 (2026年 3月27日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	2,467,952	2,639,804
金銭信託	1,113,846	-
コール・ローン	124,664,821	131,746,008
投資証券	1,918,703,761	2,069,357,358
親投資信託受益証券	5,807,982,854	6,088,960,093
流動資産合計	7,854,933,234	8,292,703,263
資産合計	7,854,933,234	8,292,703,263
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	18,669,642	18,374,731
未払解約金	163,813	1,762,464
未払受託者報酬	585,152	594,066
未払委託者報酬	20,480,890	20,792,763
その他未払費用	188,922	198,234
流動負債合計	40,088,419	41,722,258
負債合計	40,088,419	41,722,258
純資産の部		
元本等		
元本	6,223,214,145	6,124,910,606
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	1,591,630,670	2,126,070,399
(分配準備積立金)	1,705,889,968	2,220,401,703
元本等合計	7,814,844,815	8,250,981,005
純資産合計	7,814,844,815	8,250,981,005
負債純資産合計	7,854,933,234	8,292,703,263

（ 2 ） 【 損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	特定37期 自 2025年 3月28日 至 2025年 9月29日	特定38期 自 2025年 9月30日 至 2026年 3月27日
営業収益		
受取配当金	47,371,655	48,924,243
受取利息	208,618	240,224
有価証券売買等損益	573,153,199	668,260,599
為替差損益	18,372,848	134,617,846
営業収益合計	602,360,624	852,042,912
営業費用		
受託者報酬	1,680,140	1,762,909
委託者報酬	58,806,353	61,703,067
その他費用	195,265	198,668
営業費用合計	60,681,758	63,664,644
営業利益又は営業損失（ ）	541,678,866	788,378,268
経常利益又は経常損失（ ）	541,678,866	788,378,268
当期純利益又は当期純損失（ ）	541,678,866	788,378,268
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	3,438,837	3,886,430
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,305,937,016	1,591,630,670
剰余金増加額又は欠損金減少額	20,781,099	17,328,232
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	20,781,099	17,328,232
剰余金減少額又は欠損金増加額	47,776,497	45,493,576
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	47,776,497	45,493,576
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	225,550,977	221,886,765
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,591,630,670	2,126,070,399

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項目	特定38期	
	自 2025年9月30日 至 2026年3月27日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>	
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>	
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>(1) 外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p> <p>(2) 特定期間の取扱い 当特定期間は前期末が休日のため、2025年9月30日から2026年3月27日までとなっております。</p>	

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	特定37期	特定38期
	(2025年9月29日現在)	(2026年3月27日現在)
1. 当特定期間の末日における受益権の総数	6,223,214,145口	6,124,910,606口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.2558円 (1万口当たりの純資産額12,558円)	1口当たり純資産額 1.3471円 (1万口当たりの純資産額13,471円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	特定37期	特定38期
	自 2025年3月28日 至 2025年9月29日	自 2025年9月30日 至 2026年3月27日

1. 委託者報酬	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用 5,100,720円	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用 5,292,592円
2. 分配金の計算過程	(自2025年3月28日至2025年5月27日) 第108計算期間末における費用控除後の配当等収益(46,046,598円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(125,166,672円)、および分配準備積立金(1,537,548,143円)より、分配対象収益は1,708,761,413円(1万口当たり2,725.14円)であり、うち188,111,145円(1万口当たり300円)を分配金額としております。	(自2025年9月30日至2025年11月27日) 第111計算期間末における費用控除後の配当等収益(41,250,942円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(405,048,645円)、収益調整金(148,205,291円)、および分配準備積立金(1,688,350,546円)より、分配対象収益は2,282,855,424円(1万口当たり3,701.99円)であり、うち184,997,065円(1万口当たり300円)を分配金額としております。
	(自2025年5月28日至2025年7月28日) 第109計算期間末における費用控除後の配当等収益(45,239,477円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(61,710,302円)、収益調整金(136,710,154円)、および分配準備積立金(1,380,656,669円)より、分配対象収益は1,624,316,602円(1万口当たり2,596.11円)であり、うち18,770,190円(1万口当たり30円)を分配金額としております。	(自2025年11月28日至2026年1月27日) 第112計算期間末における費用控除後の配当等収益(44,092,329円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(162,578,683円)、収益調整金(162,547,978円)、および分配準備積立金(1,937,060,024円)より、分配対象収益は2,306,279,014円(1万口当たり3,736.89円)であり、うち18,514,969円(1万口当たり30円)を分配金額としております。
	(自2025年7月29日至2025年9月29日) 第110計算期間末における費用控除後の配当等収益(56,936,037円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(218,079,280円)、収益調整金(147,528,402円)、および分配準備積立金(1,449,544,293円)より、分配対象収益は1,872,088,012円(1万口当たり3,008.23円)であり、うち18,669,642円(1万口当たり30円)を分配金額としております。	(自2026年1月28日至2026年3月27日) 第113計算期間末における費用控除後の配当等収益(42,807,989円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(88,713,250円)、収益調整金(163,184,830円)、および分配準備積立金(2,107,255,195円)より、分配対象収益は2,401,961,264円(1万口当たり3,921.63円)であり、うち18,374,731円(1万口当たり30円)を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

項目	特定38期 自 2025年9月30日 至 2026年3月27日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、投資証券、親投資信託受益証券を組み入れております。

	<p>2) デリバティブ取引</p> <p>当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>当特定期間については、為替予約取引を行っております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク</p> <p>有価証券およびデリバティブ取引等</p> <p>当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>

・金融商品の時価等に関する事項

項目	特定38期 (2026年3月27日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。

	<p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

特定37期（自 2025年3月28日 至 2025年9月29日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	43,135,461円
親投資信託受益証券	212,067,737円
合計	255,203,198円

特定38期（自 2025年9月30日 至 2026年3月27日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	46,856,223円
親投資信託受益証券	105,694,330円
合計	58,838,107円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

特定38期 自 2025年9月30日 至 2026年3月27日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	特定37期 (2025年9月29日現在)	特定38期 (2026年3月27日現在)
期首元本額	6,361,474,057円	6,223,214,145円
期中追加設定元本額	110,536,944円	58,049,025円
期中一部解約元本額	248,796,856円	156,352,564円

（4）【附属明細表】

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル	T.Rowe Price Funds SICAV - U.S. Aggregate Bond Fund Jdm	543,434.15	5,162,624.42	
		T.Rowe Price Funds SICAV - Emerging Markets Equity Fund Jdq	244,435.77	2,647,239.38	
		T.Rowe Price Funds SICAV - Global High Yield Bond Fund Jdm	594,698.32	5,156,034.43	
	アメリカ・ドル小計		1,382,568.24	12,965,898.23 (2,069,357,358)	
投資証券合計				2,069,357,358 (2,069,357,358)	
親投資信託受益証券	日本・円	新興国債券マザーファンド	189,263,981	814,119,014	
		欧州債券マザーファンド	436,444,613	815,147,603	
		アジア・オセアニア債券マザーファンド	379,971,099	813,480,125	
		世界REITマザーファンド	468,648,078	1,160,747,559	
		コモディティ・マザーファンド	310,812,642	408,159,161	
		グローバル好配当株マザーファンド	169,032,200	1,235,304,220	
		日本好配当株マザーファンド	153,930,971	842,002,411	
日本・円小計		2,108,103,584	6,088,960,093 (-)		
親投資信託受益証券合計				6,088,960,093 (-)	
合計				8,158,317,451 (2,069,357,358)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数	組入投資証券時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	投資証券 3銘柄	25.1%	100.0%

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

グローバル資産分散オープンは、「日本好配当株マザーファンド」、「世界REITマザーファンド」、「グローバル好配当株マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「欧州債券マザーファンド」、「アジア・オセアニア債券マザーファンド」および「コモディティ・マザーファンド」受益証券

を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

日本好配当株マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

		(2026年3月27日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		918,415,884
株式		23,431,663,900
派生商品評価勘定		8,692,600
未収入金		292,782,526
未収配当金		62,951,500
差入委託証拠金		39,095,336
流動資産合計		24,753,601,746
資産合計		
		24,753,601,746
負債の部		
流動負債		
前受金		11,018,000
未払金		322,861,724
流動負債合計		333,879,724
負債合計		
		333,879,724
純資産の部		
元本等		
元本		4,464,306,804
剰余金		
剰余金又は欠損金()		19,955,415,218
元本等合計		24,419,722,022
純資産合計		
		24,419,722,022
負債純資産合計		
		24,753,601,746

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2025年9月30日 至 2026年3月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p>

	(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2026年3月27日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	4,464,306,804口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 5.4700円 (1万口当たりの純資産額54,700円)

(金融商品に関する注記)

・金融商品の状況に関する事項

項目	自 2025年9月30日 至 2026年3月27日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、先物取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
--------------------------	--

・金融商品の時価等に関する事項

項目	(2026年3月27日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(株式) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2026年3月27日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	TOPIX先物 0806月	495,307,400	-	504,000,000	8,692,600
	小計	495,307,400	-	504,000,000	8,692,600
合計		495,307,400	-	504,000,000	8,692,600

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2025年9月30日 至 2026年3月27日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2026年3月27日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	4,452,466,530円
同期中における追加設定元本額	187,355,131円
同期中における一部解約元本額	175,514,857円
2026年3月27日現在の元本の内訳	
日本好配当株オープン	4,310,375,833円
グローバル資産分散オープン	153,930,971円
合計	4,464,306,804円

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(a) 株式

(単位:円)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
安藤・間	257,400	1,922.000	494,722,800	
鉄建建設	59,600	4,710.000	280,716,000	
西松建設	76,900	5,972.000	459,246,800	
積水ハウス	296,900	3,551.000	1,054,291,900	
中外炉工業	45,200	4,445.000	200,914,000	
明星工業	96,500	1,825.000	176,112,500	

日本たばこ産業	186,600	5,978.000	1,115,494,800
セントラル硝子	24,100	4,105.000	98,930,500
三洋化成工業	107,700	5,150.000	554,655,000
武田薬品工業	202,600	5,840.000	1,183,184,000
科研製薬	233,400	4,255.000	993,117,000
エーザイ	194,100	4,961.000	962,930,100
日本冶金工業	65,000	4,850.000	315,250,000
大太平洋金属	340,400	2,843.000	967,757,200
栗本鐵工所	279,000	1,572.000	438,588,000
A R Eホールディングス	152,300	3,570.000	543,711,000
アマノ	66,500	3,891.000	258,751,500
N O K	71,800	2,946.000	211,522,800
ローランド	55,700	3,980.000	221,686,000
ビジョン	472,800	1,633.000	772,082,400
センコーグループホールディングス	127,100	1,808.000	229,796,800
セイノーホールディングス	442,200	2,529.500	1,118,544,900
S Gホールディングス	296,200	1,522.000	450,816,400
日本郵船	173,100	5,896.000	1,020,597,600
N T T	5,226,900	159.000	831,077,100
ソフトバンク	4,739,600	218.500	1,035,602,600
T O K A Iホールディングス	130,200	1,174.000	152,854,800
伊藤忠エネクス	20,300	2,010.000	40,803,000
東陽テクニカ	90,600	1,777.000	160,996,200
加賀電子	47,400	3,895.000	184,623,000
オートバックスセブン	32,000	1,611.000	51,552,000
青山商事	15,000	2,512.000	37,680,000
丸井グループ	113,800	3,133.000	356,535,400
大東建託	317,200	3,687.000	1,169,516,400
ヒューリック	455,000	1,860.000	846,300,000
野村不動産ホールディングス	941,400	1,037.500	976,702,500
飯田グループホールディングス	202,600	2,434.500	493,229,700
平和不動産	420,000	2,422.000	1,017,240,000
パソナグループ	117,000	1,883.000	220,311,000
キャリアリンク	122,500	2,648.000	324,380,000
ベルシステム24ホールディングス	314,100	1,473.000	462,669,300
ストライク	112,300	3,975.000	446,392,500
アイモバイル	194,100	496.000	96,273,600
応用地質	75,000	2,963.000	222,225,000
船井総研ホールディングス	158,600	1,143.000	181,279,800
合 計	18,168,700		23,431,663,900

(b) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

世界REITマザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2026年3月27日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	4,160,483
コール・ローン	4,309,113
投資証券	1,143,540,889
派生商品評価勘定	19,147
未収入金	16,217,473
未収配当金	6,027,787
流動資産合計	1,174,274,892
資産合計	1,174,274,892
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	35,259
未払金	13,510,185
流動負債合計	13,545,444
負債合計	13,545,444
純資産の部	
元本等	
元本	468,648,078
剰余金	
剰余金又は欠損金 ()	692,081,370
元本等合計	1,160,729,448
純資産合計	1,160,729,448
負債純資産合計	1,174,274,892

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2025年9月30日 至 2026年3月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	(2026年3月27日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	468,648,078口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2.4768円 (1万口当たりの純資産額24,768円)

（金融商品に関する注記）

・金融商品の状況に関する事項

項目	自 2025年9月30日 至 2026年3月27日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
--------------------------	--

・金融商品の時価等に関する事項

項目	(2026年3月27日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2026年3月27日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			う ち 1 年 超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	12,067,267	-	12,039,194	28,073
	ユーロ	13,512,712	-	13,508,694	4,018
	小計	25,579,979	-	25,547,888	32,091
	売建				
	アメリカ・ドル	13,512,712	-	13,515,880	3,168
	イギリス・ポンド	12,067,267	-	12,048,120	19,147
小計	25,579,979	-	25,564,000	15,979	
	合 計	51,159,958	-	51,111,888	16,112

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

- 3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2025年9月30日 至 2026年3月27日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2026年3月27日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	480,707,410円
同期中における追加設定元本額	-円
同期中における一部解約元本額	12,059,332円
2026年3月27日現在の元本の内訳	
グローバル資産分散オープン	468,648,078円

合計

468,648,078円

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル	AMERICAN HEALTHCARE REIT INC	533.00	25,269.53	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	3,296.00	91,925.44	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	3,883.00	111,209.12	
		BXP INC	1,337.00	71,074.92	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	783.00	76,475.61	
		CUBESMART	1,045.00	37,860.35	
		CURLINE PROPERTIES CORP	1,424.00	36,525.60	
		EASTGROUP PROPERTIES INC	711.00	130,866.66	
		EPR PROPERTIES	511.00	25,350.71	
		EQUINIX INC	266.00	256,261.74	
		EQUITY RESIDENTIAL	1,249.00	74,327.99	
		ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	2,342.00	71,993.08	
		FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	1,724.00	100,285.08	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	2,037.00	91,502.04	
		GETTY REALTY CORP	1,390.00	44,354.90	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	1,645.00	31,945.90	
		INVENTRUST PROPERTIES CORP	994.00	30,317.00	
		IRON MOUNTAIN INC	1,360.00	136,285.60	
		LAMAR ADVERTISING CO-A	227.00	28,713.23	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	1,370.00	167,345.50	
		OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	2,273.00	101,262.15	
		REGENCY CENTERS CORP	1,681.00	125,015.97	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	1,192.00	216,705.60	
	SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	2,048.00	18,944.00		
	VENTAS INC	1,061.00	87,702.26		
	VICI PROPERTIES INC	7,430.00	201,798.80		
	VORNADO REALTY TRUST	2,194.00	56,319.98		
WELLTOWER INC	3,265.00	638,405.45			
		アメリカ・ドル小計	49,271.00	3,086,044.21 (492,532,656)	
	カナダ・ドル	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	317.00	20,018.55	
		カナダ・ドル小計	317.00	20,018.55 (2,305,136)	
	オーストラリア・ドル	CHARTER HALL GROUP	4,953.00	94,255.59	
		GEMLIFE COMMUNITIES GROUP	15,000.00	69,150.00	

	GOODMAN GROUP	13,006.00	334,904.50	
	GPT GROUP	26,185.00	119,665.45	
	SCENTRE GROUP	27,358.00	92,196.46	
	オーストラリア・ドル小計	86,502.00	710,172.00 (77,898,767)	
香港・ドル	FORTUNE REIT	291,000.00	1,356,060.00	
	LINK REIT	59,398.00	2,137,140.04	
	香港・ドル小計	350,398.00	3,493,200.04 (71,261,281)	
シンガポール・ドル	CAPITALAND INTEGRATED COMMER	78,900.00	180,681.00	
	CENTURION ACCOMMODATION REIT	223,400.00	245,740.00	
	LENDLEASE GLOBAL COMMERCIAL	366,400.00	194,192.00	
	UI BOUSTEAD REIT	112,600.00	90,643.00	
	シンガポール・ドル小計	781,300.00	711,256.00 (88,195,744)	
イギリス・ ポンド	HAMMERSON PLC	19,416.00	58,752.81	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	14,873.00	80,611.66	
	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	140,097.00	252,314.69	
	PRIMARY HEALTH PROPERTIES	76,337.00	68,932.31	
	SAFESTORE HOLDINGS PLC	6,327.00	40,904.05	
	TARGET HEALTHCARE REIT PLC	30,189.00	30,189.00	
	TRITAX BIG BOX REIT PLC	15,473.00	22,250.17	
	イギリス・ポンド小計	302,712.00	553,954.69 (117,887,098)	
ユーロ	AEDIFICA	1,089.00	74,269.80	
	CARMILA	3,987.00	64,828.62	
	KLEPIERRE	7,116.00	222,730.80	
	MERCIALYS	5,321.00	59,914.46	
	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	5,265.00	74,131.20	
	MONTEA NV	795.00	51,118.50	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	2,645.00	247,995.20	
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	2,691.00	59,955.48	
	WERELDHAVE NV	3,174.00	65,543.10	
	ユーロ小計	32,083.00	920,487.16 (169,314,408)	
日本・円	アクティビア・プロパティーズ 投資法人	89	12,816,000	
	ラサールロジポート投資法人	84	12,910,800	
	オリックス不動産投資法人	272	27,145,600	
	日本プライムリアルティ投資法 人	79	7,900,000	
	インヴィンシブル投資法人	269	16,113,100	
	日本ロジスティクスファンド投 資法人	105	10,447,500	
	KDX不動産投資法人	101	16,533,700	

	大和証券オフィス投資法人	36	12,276,000	
	ジャパン・ホテル・リート投資法人	103	8,003,100	
	日本・円小計	1,138	124,145,800	
投資証券合計			1,143,540,889	(1,019,395,089)
合 計			1,143,540,889	(1,019,395,089)

(注) 金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券 28銘柄	42.4%	48.3%
カナダ・ドル	投資証券 1銘柄	0.2%	0.2%
オーストラリア・ドル	投資証券 5銘柄	6.7%	7.6%
香港・ドル	投資証券 2銘柄	6.1%	7.0%
シンガポール・ドル	投資証券 4銘柄	7.6%	8.7%
イギリス・ポンド	投資証券 7銘柄	10.2%	11.6%
ユーロ	投資証券 9銘柄	14.6%	16.6%

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

グローバル好配当株マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2026年3月27日現在)

資産の部		
流動資産		
預金		1,166,101,239
コール・ローン		1,083,786,938
株式		77,710,960,785
投資証券		768,785,220
未収配当金		116,907,290
流動資産合計		80,846,541,472
資産合計		80,846,541,472
負債の部		
流動負債		
未払解約金		6,638,622
流動負債合計		6,638,622
負債合計		6,638,622
純資産の部		
元本等		
元本		11,061,611,443
剰余金		
剰余金又は欠損金()		69,778,291,407
元本等合計		80,839,902,850

純資産合計	80,839,902,850
負債純資産合計	80,846,541,472

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2025年9月30日 至 2026年3月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2026年3月27日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	11,061,611,443口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 7.3081円 (1万口当たりの純資産額73,081円)

(金融商品に関する注記)

・金融商品の状況に関する事項

項目	自 2025年9月30日 至 2026年3月27日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。</p>

<p>2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</p>	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券</p> <p>当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式、投資証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引</p> <p>当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>当計算期間については、為替予約取引を行っております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク</p> <p>有価証券およびデリバティブ取引等</p> <p>当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>

・金融商品の時価等に関する事項

項目	(2026年3月27日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(株式、投資証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2025年9月30日 至 2026年3月27日
<p>市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。</p>

(その他の注記)

(2026年3月27日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	11,505,078,091円
同期中における追加設定元本額	69,166,544円
同期中における一部解約元本額	512,633,192円
2026年3月27日現在の元本の内訳	
グローバル好配当株オープン	10,620,831,767円
グローバル資産分散オープン	169,032,200円
グローバル好配当株オープン(年1回決算型)	220,748,221円
三井住友D SインカムバランスN I S Aファンド(成長投資型)	37,220,572円
三井住友D SインカムバランスN I S Aファンド(予想分配金提示型)	13,778,683円
合 計	11,061,611,443円

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(a) 株式

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
日本・円	住友林業	500,000	1,430.000	715,000,000	
	大和ハウス工業	214,000	5,040.000	1,078,560,000	
	関電工	200,000	6,216.000	1,243,200,000	
	アズビル	680,000	1,416.500	963,220,000	

	トヨタ自動車	250,000	3,408.000	852,000,000	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	800,000	2,715.000	2,172,000,000	
	東京海上ホールディングス	240,000	7,511.000	1,802,640,000	
	オリックス	251,000	4,781.000	1,200,031,000	
	日本・円小計	3,135,000		10,026,651,000	
アメリカ・ドル	CHEVRON CORP	60,000	207.790	12,467,400.00	
	EXXON MOBIL CORP	80,000	165.430	13,234,400.00	
	WILLIAMS COS INC	70,000	74.060	5,184,200.00	
	WATSCO INC	20,000	348.010	6,960,200.00	
	WASTE MANAGEMENT INC	18,000	226.510	4,077,180.00	
	DARDEN RESTAURANTS INC	50,000	198.870	9,943,500.00	
	MCDONALD'S CORP	17,000	308.930	5,251,810.00	
	ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	15,000	274.000	4,110,000.00	
	TJX COMPANIES INC	40,000	157.570	6,302,800.00	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	40,000	162.490	6,499,600.00	
	ABBVIE INC	30,000	211.120	6,333,600.00	
	MERCK & CO. INC.	70,000	118.930	8,325,100.00	
	BANK OF AMERICA CORP	150,000	48.240	7,236,000.00	
	JPMORGAN CHASE & CO	20,000	291.660	5,833,200.00	
	ARES MANAGEMENT CORP - A	60,000	107.920	6,475,200.00	
	BANK OF NEW YORK MELLON CORP	100,000	116.650	11,665,000.00	
	MSCI INC	20,000	534.680	10,693,600.00	
	MARSH & MCLENNAN COS	40,000	174.140	6,965,600.00	
	ACCENTURE PLC-CL A	30,000	196.420	5,892,600.00	
	AMERICAN WATER WORKS CO INC	80,000	137.510	11,000,800.00	
NEXTERA ENERGY INC	70,000	91.160	6,381,200.00		
	アメリカ・ドル小計	1,080,000		160,832,990.00 (25,668,945,204)	
オーストラリア・ドル	BRAMBLES LTD	830,000	22.220	18,442,600.00	
	COMPUTERSHARE LTD	350,000	28.030	9,810,500.00	
	JB HI-FI LTD	80,000	74.720	5,977,600.00	
	COLES GROUP LTD	400,000	21.880	8,752,000.00	
	オーストラリア・ドル小計	1,660,000		42,982,700.00 (4,714,772,363)	
香港・ドル	BOC AVIATION LTD	300,000	78.650	23,595,000.00	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	3,300,000	33.680	111,144,000.00	
	FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP-H	900,000	57.550	51,795,000.00	
	SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP	280,000	52.700	14,756,000.00	
	香港・ドル小計	4,780,000		201,290,000.00 (4,106,316,000)	
シンガポール・ドル	DBS GROUP HOLDINGS LTD	470,000	57.120	26,846,400.00	
	シンガポール・ドル小計	470,000		26,846,400.00	

				(3,328,953,600)	
台湾・ドル	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	350,131	1,840.000	644,241,040.00	
台湾・ドル小計		350,131		644,241,040.00	(3,220,689,806)
イギリス・ ポンド	RELX PLC	330,000	23.980	7,913,400.00	
	ASTRAZENECA PLC	34,000	138.300	4,702,200.00	
イギリス・ポンド小計		364,000		12,615,600.00	(2,684,725,836)
スイス・ フラン	ZURICH INSURANCE GROUP AG	14,000	548.000	7,672,000.00	
スイス・フラン小計		14,000		7,672,000.00	(1,539,386,800)
ユーロ	GAZTRANSPORT ET TECHNIGA SA	49,000	204.800	10,035,200.00	
	TOTALENERGIES SE	160,000	79.090	12,654,400.00	
	VINCI SA	65,000	127.100	8,261,500.00	
	BUREAU VERITAS SA	370,000	26.500	9,805,000.00	
	AENA SME SA	250,000	25.520	6,380,000.00	
	INDUSTRIA DE DISEÑO TEXTIL	210,000	50.480	10,600,800.00	
	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	640,000	18.295	11,708,800.00	
	BAWAG GROUP AG	90,000	128.000	11,520,000.00	
	INTESA SANPAOLO	1,500,000	5.074	7,611,000.00	
	HANNOVER RUECK SE	30,000	256.400	7,692,000.00	
	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	200,000	31.950	6,390,000.00	
	IBERDROLA SA	650,000	19.210	12,486,500.00	
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	210,000	32.120	6,745,200.00	
ユーロ小計		4,424,000		121,890,400.00	(22,420,520,176)
合 計		16,277,131		77,710,960,785	(67,684,309,785)

(注) 金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数		組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	株式	21銘柄	31.8%	37.9%
オーストラリア・ドル	株式	4銘柄	5.8%	7.0%
香港・ドル	株式	4銘柄	5.1%	6.1%
シンガポール・ドル	株式	1銘柄	4.1%	4.9%
台湾・ドル	株式	1銘柄	4.0%	4.8%
イギリス・ポンド	株式	2銘柄	3.3%	4.0%
スイス・フラン	株式	1銘柄	1.9%	2.3%
ユーロ	株式	13銘柄	27.7%	33.1%

(b) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
----	----	----	------	-----	----

投資証券	アメリカ・ドル	EQUINIX INC	5,000.00	4,816,950.00	
	アメリカ・ドル小計		5,000.00	4,816,950.00	(768,785,220)
投資証券合計				768,785,220	(768,785,220)
合 計				768,785,220	(768,785,220)

(注) 金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券 1銘柄	1.0%	100.0%

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

新興国債券マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2026年3月27日現在)

資産の部		
流動資産		
預金		300,696,108
コール・ローン		67,612,310
国債証券		9,132,683,993
特殊債券		293,805,645
社債券		3,427,796,404
派生商品評価勘定		40,893,633
未収入金		42,779,931
未収利息		172,233,870
前払費用		18,889,009
差入委託証拠金		81,815,251
流動資産合計		13,579,206,154
資産合計		13,579,206,154
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		35,001,174
未払金		78,204,000
流動負債合計		113,205,174
負債合計		113,205,174
純資産の部		
元本等		
元本		3,130,564,948
剰余金		
剰余金又は欠損金()		10,335,436,032

元本等合計	13,466,000,980
純資産合計	13,466,000,980
負債純資産合計	13,579,206,154

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2025年9月30日 至 2026年3月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。</p> <p>(2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2026年3月27日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	3,130,564,948口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 4.3015円 (1万口当たりの純資産額43,015円)

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2025年9月30日 至 2026年3月27日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、特殊債券、社債券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、先物取引、為替予約取引を行っております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
--------------------------	--

・金融商品の時価等に関する事項

項目	(2026年3月27日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（国債証券、特殊債券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2026年3月27日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			う ち 1 年 超		
市場取引	債券先物取引 買建				
	US ULTRA BOND CBT JUN26	692,255,025	-	664,873,650	27,381,375
	小計	692,255,025	-	664,873,650	27,381,375
	売建				
	US 10YR NOTE (CBT) JUN26	427,361,421	-	422,002,369	5,359,052
	EURO-BUND FUTURE JUN26	519,685,682	-	505,754,066	13,931,616
	小計	947,047,103	-	927,756,435	19,290,668
	合 計	1,639,302,128	-	1,592,630,085	8,090,707

(注) 1. 時価の算定方法

債券先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2)債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			う ち 1 年 超		
市場取引以 外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	864,435,401	-	866,370,570	1,935,169
	トルコ・リラ	51,931,810	-	52,962,485	1,030,675
	メキシコ・ペソ	33,434,390	-	34,292,237	857,847
	南アフリカ・ランド	3,628,847	-	3,561,670	67,177
	小計	953,430,448	-	957,186,962	3,756,514
	売建				
	アメリカ・ドル	88,995,047	-	89,702,704	707,657
	トルコ・リラ	148,551,873	-	143,595,622	4,956,251
	メキシコ・ペソ	35,052,475	-	34,292,237	760,238
	南アフリカ・ランド	73,938,863	-	72,038,815	1,900,048
	ユーロ	542,537,190	-	539,219,417	3,317,773
	小計	889,075,448	-	878,848,795	10,226,653
合 計	1,842,505,896	-	1,836,035,757	13,983,167	

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価していません。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートをを用いております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2025年9月30日 至 2026年3月27日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2026年3月27日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	3,138,275,543円
同期中における追加設定元本額	86,125,845円
同期中における一部解約元本額	93,836,440円
2026年3月27日現在の元本の内訳	
グローバル資産分散オープン	189,263,981円
大和住銀 / T・ロウ・プライス F O F s 用新興国債券ファンド (適格機関投資家専用)	524,485,564円
T・ロウ・プライス新興国債券オープンM (F O F s 用) (適格機関投資家専用)	2,416,815,403円
合 計	3,130,564,948円

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	ADGB 5.5 04/30/54	235,000.00	227,308.45	
		ANGOL 8.75 04/14/32	250,000.00	245,595.00	
		ANGOL 9.375 03/31/33	290,000.00	289,132.90	
		ANGOL 9.375 05/08/48	200,000.00	180,190.00	
		ANGOL 9.875 03/31/37	200,000.00	199,152.00	

ARGENT 1 07/09/29	804,603.10	708,453.02	
ARGENT FL 01/09/38	1,415,046.00	1,076,849.96	
ARGENT FL 07/09/30	455,760.00	383,294.16	
ARGENT FL 07/09/35	853,240.00	622,438.58	
AZERBJ 3.5 09/01/32	440,000.00	404,764.80	
BAHAMA 8.25 06/24/36	445,000.00	474,067.40	
BARBAD 8 06/26/35	475,000.00	485,554.50	
BGARIA 5 03/05/37	150,000.00	145,968.00	
BHRAIN 5.25 01/25/33	1,255,000.00	1,114,289.40	
BHRAIN 7 10/12/28	200,000.00	200,090.00	
BHRAIN 7.5 02/12/36	200,000.00	197,752.00	
BRAZIL 4.5 05/30/29	200,000.00	198,500.00	
BRAZIL 5 01/27/45	200,000.00	155,992.00	
BRAZIL 6 10/20/33	565,000.00	567,034.00	
BRAZIL 6.125 03/15/34	410,000.00	408,901.20	
BRAZIL 6.25 03/18/31	475,000.00	491,173.75	
BRAZIL 6.25 05/22/36	200,000.00	195,316.00	
BRAZIL 6.625 03/15/35	1,140,000.00	1,158,924.00	
BRAZIL 7.25 01/12/56	285,000.00	277,917.75	
CHILE 5.65 01/13/37	545,000.00	562,685.25	
COLOM 3.125 04/15/31	225,000.00	192,026.25	
COLOM 5.375 01/21/29	200,000.00	198,030.00	
COLOM 6.125 01/18/41	900,000.00	787,077.00	
COLOM 6.125 01/21/31	200,000.00	196,780.00	
COLOM 7.375 04/25/30	280,000.00	290,357.20	
COLOM 7.75 11/07/36	575,000.00	592,888.25	
COLOM 8 04/20/33	360,000.00	379,771.20	
COLOM 8.375 11/07/54	270,000.00	281,199.60	
COLOM 8.5 04/25/35	200,000.00	217,388.00	
COSTAR 5.625 04/30/43	200,000.00	186,462.00	
COSTAR 7.3 11/13/54	200,000.00	216,622.00	
DOMREP 4.5 01/30/30	725,000.00	690,308.75	
DOMREP 5.75 03/17/34	430,000.00	409,725.50	
DOMREP 5.875 10/28/35	190,000.00	180,433.50	
DOMREP 6.15 05/17/38	150,000.00	141,997.50	
DOMREP 6.6 06/01/36	185,000.00	185,601.25	
DOMREP 6.85 01/27/45	350,000.00	343,717.50	
DOMREP 7.45 04/30/44	175,000.00	183,330.00	
ECUA 9.25 01/29/39	200,000.00	198,300.00	
ECUA FL 07/31/30	322,687.80	315,992.01	
ECUA FL 07/31/30	225,000.00	220,331.25	
ECUA FL 07/31/35	853,985.00	759,653.80	
ECUA FL 07/31/40	315,000.00	250,425.00	
EGYPT 7.3 09/30/33	405,000.00	385,543.80	

EGYPT 7.6003 03/01/29	315,000.00	324,856.35	
EGYPT 8.625 02/04/30	200,000.00	209,080.00	
EGYPT 8.7002 03/01/49	1,050,000.00	950,659.50	
EGYPT 9.45 02/04/33	200,000.00	214,140.00	
GHANA FL 07/03/35	375,000.00	326,351.25	
GUATEM 4.875 02/13/28	300,000.00	298,698.00	
GUATEM 7.05 10/04/32	200,000.00	215,524.00	
INDOIS 2.8 06/23/30	265,000.00	243,468.75	
INDOIS 4.15 03/29/27	300,000.00	299,730.00	
INDOIS 4.45 02/20/29	310,000.00	308,837.50	
INDON 5.15 09/10/54	400,000.00	361,112.00	
INDON 5.25 01/17/42	535,000.00	511,962.90	
IVYCST 6.125 06/15/33	200,000.00	191,848.00	
IVYCST 7.625 01/30/33	400,000.00	414,068.00	
IVYCST 8.075 04/01/36	425,000.00	442,148.75	
JORDAN 7.5 01/13/29	200,000.00	207,216.00	
JORDAN 7.75 01/15/28	200,000.00	205,996.00	
KAZAKS 6.5 07/21/45	386,000.00	415,961.32	
KENINT 9.5 03/05/36	200,000.00	200,298.00	
KSA 3.45 02/02/61	230,000.00	141,498.30	
KSA 4.5 04/22/60	200,000.00	152,810.00	
KSA 5.75 01/16/54	510,000.00	483,041.40	
KUWIB 4.652 10/09/35	380,000.00	368,026.20	
LEBAN 8.2 05/17/33	879,000.00	241,373.40	
MEX 5.85 07/02/32	200,000.00	201,190.00	
MEX 6 05/07/36	320,000.00	316,304.00	
MEX 6.125 02/09/38	350,000.00	340,165.00	
MEX 6.35 02/09/35	868,000.00	886,228.00	
MEX 6.875 05/13/37	560,000.00	583,380.00	
MEX 7.375 05/13/55	710,000.00	741,417.50	
MONTEN 7.25 03/12/31	680,000.00	711,280.00	
MOROC 6.5 09/08/33	480,000.00	508,113.60	
NGERIA 10.375 12/09/34	295,000.00	343,126.30	
NGERIA 9.1297 01/13/46	200,000.00	211,038.00	
NGERIA 9.1297 01/13/46	200,000.00	211,038.00	
OMAN 5.625 01/17/28	550,000.00	556,814.50	
OMAN 6 08/01/29	200,000.00	206,126.00	
OMAN 6.5 03/08/47	200,000.00	205,704.00	
OMAN 6.75 01/17/48	200,000.00	209,608.00	
OMAN 7 01/25/51	200,000.00	217,796.00	
PANAMA 6.7 01/26/36	400,000.00	424,340.00	
PANAMA 6.853 03/28/54	200,000.00	207,370.00	
PANAMA 6.875 01/31/36	200,000.00	214,044.00	
PARGUY 5.4 03/30/50	250,000.00	223,250.00	

PARGUY 6 02/09/36	200,000.00	208,250.00	
PERU 2.78 12/01/60	585,000.00	305,370.00	
PERU 2.783 01/23/31	400,000.00	365,140.00	
PERU 3.55 03/10/51	115,000.00	77,184.55	
PERU 5.375 02/08/35	1,305,000.00	1,297,822.50	
PERU 5.625 11/18/50	115,000.00	108,744.00	
PERU 6.2 06/30/55	80,000.00	79,956.00	
PERU 8.75 11/21/33	222,000.00	270,038.58	
PHILIP 2.65 12/10/45	725,000.00	453,741.25	
POLAND 4.875 02/12/30	250,000.00	255,725.00	
POLAND 5.125 09/18/34	315,000.00	317,447.55	
POLAND 5.5 03/18/54	525,000.00	487,205.25	
QATAR 4.817 03/14/49	305,000.00	270,876.60	
ROMANI 4 02/14/51	556,000.00	366,898.84	
ROMANI 5.75 03/24/35	290,000.00	277,918.60	
ROMANI 5.75 09/16/30	330,000.00	331,191.30	
ROMANI 5.75 09/16/30	606,000.00	608,187.66	
ROMANI 6.375 01/30/34	410,000.00	412,177.10	
ROMANI 6.625 05/16/36	330,000.00	331,676.40	
ROMANI 6.625 05/16/36	296,000.00	297,503.68	
ROMANI 7.5 02/10/37	300,000.00	321,528.00	
SERBIA 6 06/12/34	450,000.00	453,249.00	
SOAF 5.375 07/24/44	400,000.00	315,124.00	
SOAF 5.65 09/27/47	400,000.00	314,540.00	
SOAF 5.875 04/20/32	400,000.00	399,384.00	
SOAF 7.1 11/19/36	1,574,000.00	1,617,709.98	
SRILAN FL 02/15/38	195,826.00	180,945.18	
SRILAN FL 03/15/33	383,134.00	328,989.50	
SRILAN FL 05/15/36	242,811.00	221,924.38	
SRILAN FL 06/15/35	794,528.00	614,996.41	
SURINM 8.5 11/06/35	670,000.00	695,359.50	
TURKEY 5.95 01/15/31	350,000.00	339,675.00	
TURKEY 6 01/14/41	500,000.00	419,200.00	
TURKEY 6.5 01/03/35	250,000.00	237,205.00	
TURKEY 6.8 11/04/36	260,000.00	248,799.20	
TURKEY 6.875 01/14/38	200,000.00	189,134.00	
TURKEY 7.25 05/29/32	525,000.00	530,318.25	
TURKEY 8.6 09/24/27	425,000.00	444,503.25	
TURKEY 9.375 01/19/33	200,000.00	223,384.00	
TURKEY 9.375 03/14/29	400,000.00	432,796.00	
TURKEY 9.875 01/15/28	200,000.00	214,126.00	
UKRAIN FL 02/01/32	270,000.00	196,946.09	
UKRAIN FL 02/01/34	194,197.00	107,264.71	
UKRAIN FL 02/01/34	182,957.00	101,056.29	

		UKRAIN FL 02/01/35	533,813.00	289,033.04	
		UKRAIN FL 02/01/36	1,025,890.00	546,532.63	
		URUGUA 5.1 06/18/50	400,000.00	364,040.00	
		URUGUA 5.75 10/28/34	330,000.00	343,530.00	
		UZBEK 6.9474 05/25/32	460,000.00	483,483.00	
		VENZ 7.75 10/13/19	1,500,000.00	632,400.00	
		アメリカ・ドル小計	57,925,477.90	52,952,575.27 (8,451,231,013)	
	トルコ・リラ	TURKGB 36 08/12/26	24,210,000.00	23,952,889.79	
		トルコ・リラ小計	24,210,000.00	23,952,889.79 (86,208,846)	
	コロンビア・ペソ	COLTES 13.25 02/09/33	1,293,900,000.00	1,275,306,657.00	
		コロンビア・ペソ小計	1,293,900,000.00	1,275,306,657.00 (55,322,803)	
	ブラジル・レアル	BNTNF 10 01/01/31	905,000.00	781,793.30	
		BNTNF 10 01/01/33	1,080,000.00	894,456.00	
		BNTNF 10 01/01/35	1,815,000.00	1,455,357.75	
		ブラジル・レアル小計	3,800,000.00	3,131,607.05 (95,321,734)	
	南アフリカ・ランド	SAGB 8.25 03/31/32	7,270,000.00	7,138,849.19	
		南アフリカ・ランド小計	7,270,000.00	7,138,849.19 (66,605,463)	
	ユーロ	BGARIA 4.875 05/13/36	160,000.00	171,507.20	
		CHILE 3.75 01/14/32	100,000.00	99,637.00	
		COSTAR 5.4995 11/21/30	500,000.00	514,720.00	
		COSTAR 6.001 01/16/36	500,000.00	514,410.00	
		IVYCST 6.625 03/22/48	435,000.00	387,650.25	
		MONTEN 4.875 04/01/32	170,000.00	170,149.60	
		ROMANI 5.375 06/07/33	200,000.00	196,912.00	
		ユーロ小計	2,065,000.00	2,054,986.05 (377,994,134)	
	国債証券合計			9,132,683,993 (9,132,683,993)	
特殊債券	アメリカ・ドル	CAF FL PERPETUAL	200,000.00	205,850.00	
		EIBKOR 5.125 01/11/33	200,000.00	206,944.00	
		EXIMBK 3.25 01/15/30	925,000.00	877,251.50	
		EXIMBK 5.75 01/12/56	200,000.00	197,460.00	
		NBUZB 7.2 07/17/30	200,000.00	204,732.00	
		PEMEX 5.5 06/27/44	200,000.00	148,650.00	
		アメリカ・ドル小計	1,925,000.00	1,840,887.50 (293,805,645)	

特殊債券合計			293,805,645	
			(293,805,645)	
社債券	アメリカ・ドル	ABDPOC 2.5 05/06/31	200,000.00	178,330.00
		ABGSJ FL 06/08/36	270,000.00	273,026.70
		ADGLXY 2.625 03/31/36	400,000.00	341,652.00
		AES FL 06/10/55	250,000.00	262,977.50
		AGROSU 4.6 01/20/32	350,000.00	330,949.50
		ARAMCO 4.25 04/16/39	300,000.00	261,390.00
		BANBOG 6.25 05/12/26	200,000.00	199,516.00
		BANCOG FL PERPETUAL	200,000.00	188,740.00
		BBLTB FL 09/23/36	550,000.00	491,700.00
		BBLTB FL 09/25/34	250,000.00	234,680.00
		BBNI IJ 3.75 03/30/26	200,000.00	199,690.00
		BBVASM FL 01/18/33	450,000.00	437,989.50
		BBVASM FL 06/29/38	450,000.00	483,597.00
		BCP FL 01/15/37	325,000.00	319,068.75
		BFFCC 3.068 08/18/50	500,000.00	314,765.00
		BMETR 4.7 05/07/50	400,000.00	341,868.00
		BNSPE FL 10/01/35	200,000.00	204,604.00
		CDEL 5.95 01/08/34	200,000.00	204,176.00
		CDEL 6.33 01/13/35	200,000.00	207,750.00
		CELARA 5.15 01/29/50	200,000.00	167,780.00
		CELARA 6.18 05/05/32	200,000.00	198,700.00
		CHLMPC 5.58 10/20/35	195,501.00	197,403.22
		CMPCCI 6.125 02/26/34	250,000.00	249,682.50
		CSNABZ 6.75 01/28/28	200,000.00	150,682.00
		CWCFIN 9 01/15/33	200,000.00	201,372.00
		DPWDU 5.25 12/24/29	265,000.00	265,569.75
		EBIUH 4.195 01/13/29	250,000.00	246,390.00
		ECOPET 5.875 05/28/45	60,000.00	44,209.20
		ECOPET 8.875 01/13/33	76,000.00	80,334.28
		EIGPRL 3.545 08/31/36	266,726.90	240,152.89
		EQPTRC 4.25 11/03/26	200,000.00	198,354.00
		FCFEMM 5.875 09/23/40	197,159.80	192,033.64
		GASBCM 5.8528 02/23/36	200,000.00	201,378.00
		GLOPAR 5.5 01/14/32	325,000.00	313,933.75
		GLOPM 3 07/23/35	200,000.00	167,844.00
		GRNKEN 4.3 12/13/28	182,400.00	172,099.87
GRNKEN 7.25 09/27/28	200,000.00	198,828.00		
HLSTWR 7.5 06/04/29	260,000.00	264,932.20		
HYNMTR 5.6 03/30/28	225,000.00	228,422.25		
ICTPM 4.75 06/17/30	200,000.00	199,920.00		
IPTBZU 6.45 10/09/30	200,000.00	200,380.00		
ISCTR 5.8 02/05/31	300,000.00	291,651.00		

KINAIR 6.75 12/15/36	365,000.00	362,167.60	
KZOKZ 5.75 04/19/47	580,000.00	545,368.20	
LGSENS 5.875 04/02/35	495,000.00	494,455.50	
MEX 5.5 08/17/30	400,000.00	399,500.00	
MINCAP 5.625 08/10/37	200,000.00	191,084.00	
MWCPM 4.375 07/30/30	250,000.00	245,290.00	
NAVOIM 6.95 10/17/31	200,000.00	209,994.00	
NBOBOM FL PERPETUAL	340,000.00	340,697.00	
NTBKKK FL 02/10/36	400,000.00	387,544.00	
OCPMR 7.5 05/02/54	200,000.00	211,682.00	
PDVSA 9 11/17/21	3,420,000.00	1,360,236.60	
PEMEX 10 02/07/33	182,000.00	207,188.80	
PEMEX 5.625 01/23/46	55,000.00	40,792.95	
PEMEX 5.95 01/28/31	855,000.00	815,080.05	
PEMEX 6.625 06/15/35	739,000.00	688,910.58	
PEMEX 8.75 06/02/29	882,000.00	928,296.18	
PIFKSA 5.125 02/14/53	406,000.00	343,804.86	
PLNIJ 4.125 05/15/27	200,000.00	198,314.00	
PTTGC FL PERPETUAL	230,000.00	224,015.40	
QPETRO 2.25 07/12/31	275,000.00	242,613.25	
QPETRO 3.125 07/12/41	400,000.00	292,760.00	
QTELQD 2.625 04/08/31	200,000.00	181,626.00	
RAIZBZ 6.25 07/08/32	200,000.00	110,000.00	
RAIZBZ 6.45 03/05/34	200,000.00	107,404.00	
RAIZBZ 6.95 03/05/54	200,000.00	105,250.00	
RILIN 2.875 01/12/32	250,000.00	224,305.00	
SAAVIE 8.875 02/10/35	400,000.00	419,300.00	
SAFTRA 8.25 02/06/28	200,000.00	207,818.00	
SAMTOT 5.5 07/18/29	200,000.00	190,228.00	
SBIIN 5 01/17/29	200,000.00	200,842.00	
TATAIN 5.45 01/24/28	200,000.00	201,474.00	
TRAJAM 5.75 10/10/36	123,562.27	118,619.77	
アメリカ・ドル小計	24,195,349.97	20,945,184.24 (3,342,851,405)	
ユーロ			
TVLRO FL 04/27/27	260,000.00	260,772.20	
TVLRO FL PERPETUAL	200,000.00	201,036.00	
ユーロ小計	460,000.00	461,808.20 (84,944,999)	
社債券合計		3,427,796,404 (3,427,796,404)	
合計		12,854,286,042 (12,854,286,042)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	国債証券	143銘柄	62.8%	65.7%
	特殊債券	6銘柄	2.2%	2.3%
	社債券	74銘柄	24.8%	26.0%
トルコ・リラ	国債証券	1銘柄	0.6%	0.7%
コロンビア・ペソ	国債証券	1銘柄	0.4%	0.4%
ブラジル・レアル	国債証券	3銘柄	0.7%	0.7%
南アフリカ・ランド	国債証券	1銘柄	0.5%	0.5%
ユーロ	国債証券	7銘柄	2.8%	2.9%
	社債券	2銘柄	0.6%	0.7%

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

欧州債券マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2026年3月27日現在)

資産の部		
流動資産		
預金		7,426,885
コール・ローン		390,423
国債証券		659,597,686
特殊債券		38,798,313
社債券		96,636,930
派生商品評価勘定		2,305,847
未収利息		9,874,089
前払費用		1,924,872
流動資産合計		816,955,045
資産合計		816,955,045
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		1,791,589
流動負債合計		1,791,589
負債合計		1,791,589
純資産の部		
元本等		
元本		436,444,613
剰余金		
剰余金又は欠損金()		378,718,843
元本等合計		815,163,456
純資産合計		815,163,456
負債純資産合計		816,955,045

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2025年9月30日 至 2026年3月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建資産等の会計処理</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2026年3月27日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	436,444,613口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.8677円 (1万口当たりの純資産額18,677円)

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2025年9月30日 至 2026年3月27日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。</p>
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券</p> <p>当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、特殊債券、社債券を組み入れております。</p>

	<p>2) デリバティブ取引</p> <p>当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>当計算期間については、為替予約取引を行っております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク</p> <p>有価証券およびデリバティブ取引等</p> <p>当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2026年3月27日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（国債証券、特殊債券、社債券）</p> <p>「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引）</p> <p>デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p>

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2026年3月27日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	イギリス・ポンド	62,005,398	-	61,787,564	217,834
	デンマーク・クローネ	2,558,589	-	2,527,138	31,451
	ノルウェー・クローネ	1,507,357	-	1,534,464	27,107
	スウェーデン・クローナ	592,106	-	578,609	13,497
	チェコ・コルナ	22,370,598	-	22,154,654	215,944
	ポーランド・ズロチ	14,962,787	-	14,625,534	337,253
	ハンガリー・フォリント	11,385,191	-	11,268,104	117,087
	ユーロ	99,833,496	-	99,460,835	372,661
	小計	215,215,522	-	213,936,902	1,278,620
	売建				
	イギリス・ポンド	33,474,833	-	33,677,754	202,921
	スウェーデン・クローナ	19,468,944	-	18,950,483	518,461
	チェコ・コルナ	30,884,916	-	30,263,519	621,397
	ルーマニア・レイ	4,570,167	-	4,593,627	23,460
	ハンガリー・フォリント	11,434,636	-	11,268,104	166,532
	ユーロ	115,382,026	-	114,669,157	712,869
	小計	215,215,522	-	213,422,644	1,792,878
	合計		430,431,044	-	427,359,546

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2025年9月30日 至 2026年3月27日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2026年3月27日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	436,444,613円
同期中における追加設定元本額	-円
同期中における一部解約元本額	-円
2026年3月27日現在の元本の内訳	
グローバル資産分散オープン	436,444,613円
合計	436,444,613円

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	イギリス・ ボンド	UKT 0.625 10/22/50	80,000.00	27,699.20	
		UKT 1.25 07/31/51	194,000.00	80,965.90	
		UKT 3.75 10/22/53	95,000.00	70,699.00	
		UKT 4.125 03/07/31	70,000.00	68,740.00	
		UKT 4.25 12/07/46	88,000.00	74,424.24	
		UKT 4.375 01/31/40	48,000.00	43,828.80	
		UKT 4.375 07/31/54	18,000.00	14,945.76	
		UKT 4.625 01/31/34	55,000.00	54,428.00	
		UKT 4.75 10/22/35	40,000.00	39,396.80	

イギリス・ポンド小計		688,000.00	475,127.70 (101,111,926)
デンマーク・クローネ	DGB 4.5 11/15/39	75,000.00	87,042.75
デンマーク・クローネ小計		75,000.00	87,042.75 (2,142,994)
ノルウェー・クローネ	NGB 1.75 09/06/29	157,000.00	143,370.83
ノルウェー・クローネ小計		157,000.00	143,370.83 (2,359,884)
ルーマニア・レイ	ROMGB 4.25 04/28/36	340,000.00	273,421.20
ルーマニア・レイ小計		340,000.00	273,421.20 (9,874,224)
ポーランド・ズロチ	POLGB 6 10/25/33	52,000.00	53,464.84
ポーランド・ズロチ小計		52,000.00	53,464.84 (2,300,688)
ユーロ	BGARIA 3.5 05/07/34	109,000.00	107,426.04
	BGB 3.3 06/22/54	61,000.00	50,728.21
	BGB 4.25 03/28/41	54,000.00	55,729.08
	BGB 5 03/28/35	31,000.00	34,500.21
	BTF 0 04/09/26	70,000.00	69,960.10
	BTPS 0.5 07/15/28	33,000.00	31,208.10
	BTPS 0.95 06/01/32	138,000.00	118,714.50
	BTPS 2.7 03/01/47	33,000.00	25,179.00
	BTPS 2.85 02/01/31	20,000.00	19,558.80
	BTPS 2.95 07/01/30	69,000.00	68,158.20
	BTPS 3 10/01/29	34,000.00	33,820.82
	BTPS 3.65 08/01/35	111,000.00	108,924.30
	BTPS 4.75 09/01/28	137,000.00	142,532.06
	BTPS 4.75 09/01/44	122,000.00	127,598.58
	BTPS 5 09/01/40	52,000.00	56,314.96
	COLOM 3.75 09/19/28	100,000.00	98,269.00
	DBR 1 05/15/38	21,000.00	16,356.27
	DBR 1.7 08/15/32	44,000.00	41,134.72
	DBR 2.6 08/15/35	33,000.00	31,857.54
	ESTONI 3.25 01/17/34	11,000.00	10,854.69
FRTR 0 11/25/30	43,000.00	37,207.90	
FRTR 0.75 05/25/52	232,000.00	101,500.00	
FRTR 2.7 02/25/31	213,000.00	208,273.53	
FRTR 2.75 02/25/29	124,000.00	123,221.28	

		FRTR 3 05/25/54	60,000.00	45,991.80	
		FRTR 3.5 11/25/35	76,000.00	74,388.04	
		FRTR 4.75 04/25/35	122,000.00	131,885.66	
		LATVIA 3.875 05/22/29	20,000.00	20,479.60	
		LITHUN 3.625 03/10/36	44,000.00	42,970.84	
		MOROC 3.875 04/02/29	104,000.00	103,764.96	
		POLAND 3.125 10/22/31	78,000.00	77,382.24	
		RAGB 2.9 02/20/34	98,000.00	95,952.78	
		RAGB 3.45 10/20/30	91,000.00	92,857.31	
		ROMANI 5.375 06/07/33	43,000.00	42,336.08	
		SERBIA 1.5 06/26/29	100,000.00	91,767.00	
		SPGB 0.1 04/30/31	17,000.00	14,681.88	
		SPGB 0.7 04/30/32	23,000.00	19,925.36	
		SPGB 1.25 10/31/30	21,000.00	19,454.40	
		SPGB 1.9 10/31/52	7,000.00	4,493.51	
		SPGB 2.35 07/30/33	150,000.00	140,982.00	
		SPGB 2.7 01/31/30	24,000.00	23,785.92	
		SPGB 3.45 07/30/66	10,000.00	8,540.20	
		SPGB 3.45 10/31/34	66,000.00	66,085.80	
		SPGB 4 10/31/54	30,000.00	29,101.80	
		SPGB 4.9 07/30/40	22,000.00	24,524.06	
		SPGB 5.15 10/31/44	48,000.00	55,189.92	
		ユーロ小計	3,149,000.00	2,945,569.05 (541,807,971)	
国債証券合計				659,597,686 (659,597,686)	
特殊債券	スウェーデン・クローナ	EIB 1.75 11/12/26	480,000.00	477,820.80	
		スウェーデン・クローナ小計	480,000.00	477,820.80 (8,079,950)	
	ユーロ	MAGYAR 0.375 06/09/26	168,000.00	167,002.08	
	ユーロ小計		168,000.00	167,002.08 (30,718,364)	
特殊債券合計				38,798,313 (38,798,313)	
社債券	スウェーデン・クローナ	SWEDA 3 10/29/30	1,300,000.00	1,286,090.00	
		スウェーデン・クローナ小計	1,300,000.00	1,286,090.00 (21,747,782)	
	ユーロ	CESDRA 3.75 07/28/30	100,000.00	100,162.00	
		CESSPO FL 01/15/30	100,000.00	102,566.00	
		ISLBAN 4.625 03/27/28	100,000.00	102,109.00	
MBKPW FL 09/11/27		100,000.00	102,302.00		

	ユーロ小計	400,000.00	407,139.00 (74,889,148)	
	社債券合計		96,636,930 (96,636,930)	
	合計		795,032,929 (795,032,929)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
イギリス・ポンド	国債証券	9銘柄	12.4%	12.7%
デンマーク・クローネ	国債証券	1銘柄	0.3%	0.3%
ノルウェー・クローネ	国債証券	1銘柄	0.3%	0.3%
スウェーデン・クローナ	特殊債券	1銘柄	1.0%	1.0%
	社債券	1銘柄	2.7%	2.7%
ルーマニア・レイ	国債証券	1銘柄	1.2%	1.2%
ポーランド・ズロチ	国債証券	1銘柄	0.3%	0.3%
ユーロ	国債証券	46銘柄	66.5%	68.1%
	特殊債券	1銘柄	3.8%	3.9%
	社債券	4銘柄	9.2%	9.4%

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

アジア・オセアニア債券マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2026年3月27日現在)

資産の部		
流動資産		
預金		29,899,725
コール・ローン		19,210,999
国債証券		468,572,265
特殊債券		290,381,727
未収利息		5,418,500
流動資産合計		813,483,216
資産合計		813,483,216
負債の部		
流動負債		
流動負債合計		-
負債合計		-
純資産の部		
元本等		
元本		379,971,099
剰余金		
剰余金又は欠損金()		433,512,117
元本等合計		813,483,216
純資産合計		813,483,216

負債純資産合計

813,483,216

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2025年9月30日 至 2026年3月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、特殊債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建資産等の会計処理</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2026年3月27日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	379,971,099口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2.1409円 (1万口当たりの純資産額21,409円)

(金融商品に関する注記)

・金融商品の状況に関する事項

項目	自 2025年9月30日 至 2026年3月27日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。</p>

<p>2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</p>	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券</p> <p>当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、特殊債券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引</p> <p>当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>当計算期間については、為替予約取引を行っております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク</p> <p>有価証券およびデリバティブ取引等</p> <p>当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>

・金融商品の時価等に関する事項

項目	(2026年3月27日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（国債証券、特殊債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2025年9月30日 至 2026年3月27日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2026年3月27日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	379,971,099円
同期中における追加設定元本額	-円
同期中における一部解約元本額	-円
2026年3月27日現在の元本の内訳	
グローバル資産分散オープン	379,971,099円
合 計	379,971,099円

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	オーストラリア・ドル	ACGB 2.25 05/21/28	800,000.00	759,976.00	
オーストラリア・ドル小計			800,000.00	759,976.00 (83,361,767)	
香港・ドル		HKGB 2.24 08/27/29	4,100,000.00	4,082,903.00	

香港・ドル小計		4,100,000.00	4,082,903.00 (83,291,221)		
シンガポール・ドル	SIGB 2.125 06/01/26	770,000.00	771,054.90		
シンガポール・ドル小計		770,000.00	771,054.90 (95,610,808)		
ニュージーランド・ドル	NZGB 1.5 05/15/31	500,000.00	437,185.00		
ニュージーランド・ドル小計		500,000.00	437,185.00 (40,164,186)		
韓国・ウォン	KTB 1.875 06/10/29	140,000,000.00	132,854,400.00		
韓国・ウォン小計		140,000,000.00	132,854,400.00 (14,031,416)		
マレーシア・リングgit	MGS 3.892 03/15/27	1,900,000.00	1,915,029.00		
	MGS 4.392 04/15/26	1,900,000.00	1,901,178.00		
マレーシア・リングgit小計		3,800,000.00	3,816,207.00 (152,112,866)		
国債証券合計			468,572,265 (468,572,265)		
特殊債券	オーストラリア・ドル	IFC 1.25 02/06/31	900,000.00	750,789.00	
		IFC 3.15 06/26/29	500,000.00	472,100.00	
	オーストラリア・ドル小計		1,400,000.00	1,222,889.00 (134,138,693)	
	ニュージーランド・ドル	IBRD 2.875 11/30/26	1,700,000.00	1,700,697.00	
	ニュージーランド・ドル小計		1,700,000.00	1,700,697.00 (156,243,033)	
特殊債券合計			290,381,727 (290,381,727)		
合計			758,953,992 (758,953,992)		

(注) 金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
オーストラリア・ドル	国債証券	1銘柄	10.2%	11.0%
	特殊債券	2銘柄	16.5%	17.7%
香港・ドル	国債証券	1銘柄	10.2%	11.0%
シンガポール・ドル	国債証券	1銘柄	11.8%	12.6%
ニュージーランド・ドル	国債証券	1銘柄	4.9%	5.3%
	特殊債券	1銘柄	19.2%	20.6%
韓国・ウォン	国債証券	1銘柄	1.7%	1.8%

マレーシア・リングgit	国債証券	2銘柄	18.7%	20.0%
--------------	------	-----	-------	-------

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

コモディティ・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2026年3月27日現在)

資産の部		
流動資産		
預金		1,638,086
コール・ローン		8,430,939
社債券		393,062,880
未収利息		5,029,541
流動資産合計		408,161,446
資産合計		408,161,446
負債の部		
流動負債		
流動負債合計		-
負債合計		-
純資産の部		
元本等		
元本		310,812,642
剰余金		
剰余金又は欠損金()		97,348,804
元本等合計		408,161,446
純資産合計		408,161,446
負債純資産合計		408,161,446

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2025年9月30日 至 2026年3月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p>

	(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2026年3月27日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	310,812,642口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.3132円 (1万口当たりの純資産額13,132円)

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2025年9月30日 至 2026年3月27日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、社債券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
--------------------------	--

・金融商品の時価等に関する事項

項目	(2026年3月27日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(社債券)</p> <p>「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引)</p> <p>デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2025年9月30日 至 2026年3月27日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2026年3月27日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	372,637,754円
同期中における追加設定元本額	-円
同期中における一部解約元本額	61,825,112円
2026年3月27日現在の元本の内訳	
グローバル資産分散オープン	310,812,642円
合 計	310,812,642円

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
社債券	アメリ カ・ドル	BCOM/UBS 10/20/27	2,000,000.00	2,462,800.00	
		アメリカ・ドル小計	2,000,000.00	2,462,800.00 (393,062,880)	
社債券合計				393,062,880 (393,062,880)	
合 計				393,062,880 (393,062,880)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通 貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	社債券 1銘柄	96.3%	100.0%

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

グローバル資産分散オープン

2026年4月30日現在

資産総額	8,533,432,417円
負債総額	12,470,950円
純資産総額（ - ）	8,520,961,467円
発行済口数	6,117,830,758口
1口当たり純資産額（ / ） （1万口当たり純資産額）	1.3928円 (13,928円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

ロ 受益者名簿

作成しません。

ハ 受益者に対する特典

ありません。

ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等

(イ) 受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 上記aの申請のある場合には、上記aの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記aの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 上記aの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(ロ) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

	2026年4月30日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

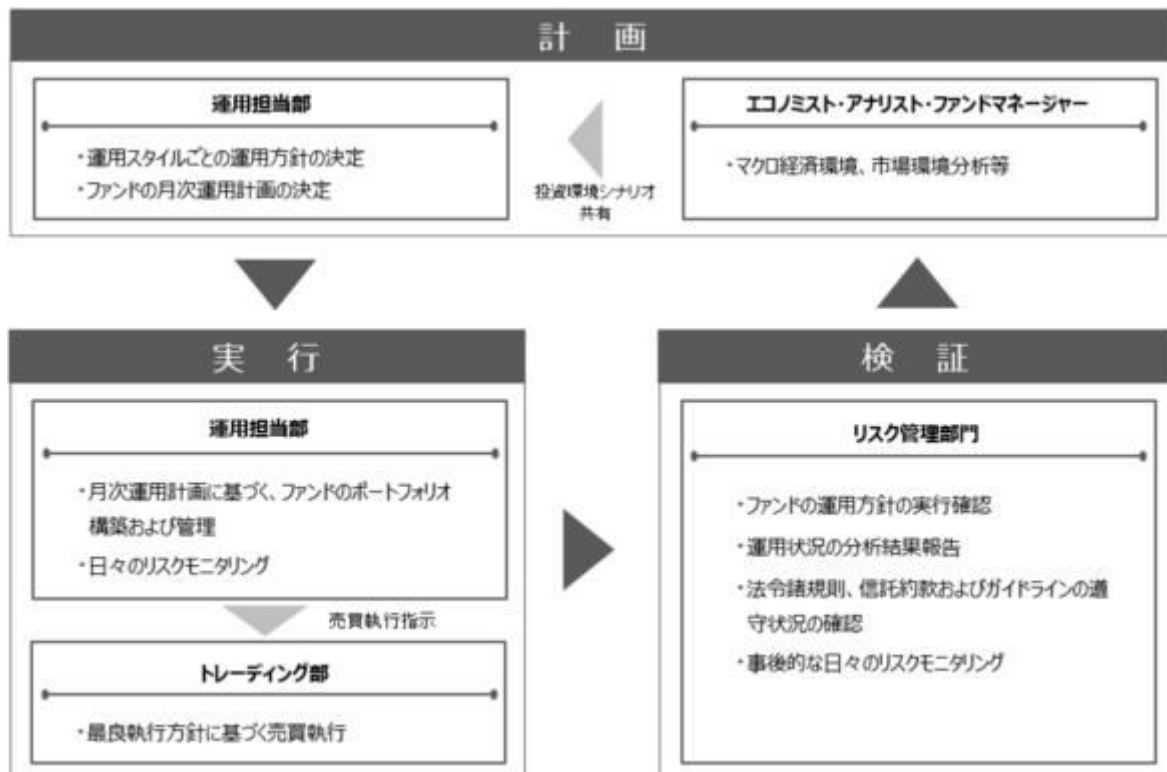
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託

の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2026年4月30日現在、委託会社が運用を行っている投資信託(親投資信託は除きます)は、以下の通りです。

	本数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	647	17,249,809
単位型株式投資信託	67	602,945
追加型公社債投資信託	1	22,724
単位型公社債投資信託	101	132,186
合計	816	18,007,666

3【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等規則」並びに同規則第2条、第282条及び第306条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

2 当社は、第40期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けており、第41期中間会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	66,540,261	52,028,017
金銭の信託	23,435,831	31,752,052
顧客分別金信託	300,051	500,353
前払費用	583,635	644,114
未収入金	193,837	250,860
未収委託者報酬	14,480,419	15,384,824
未収運用受託報酬	3,342,186	4,912,858
未収投資助言報酬	406,420	292,775
未収収益	84,166	79,998
未収還付法人税等	-	125,792
その他の流動資産	43,391	134,288
流動資産合計	109,410,202	106,105,936

固定資産			
有形固定資産	1		
建物		1,265,924	1,157,214
器具備品		516,485	471,243
土地		710	710
リース資産		1,782	-
有形固定資産合計		1,784,901	1,629,168
無形固定資産			
ソフトウェア		2,606,617	2,074,805
ソフトウェア仮勘定のれん		101,101	511,487
のれん		2,740,868	2,436,327
顧客関連資産		9,332,065	7,218,790
電話加入権		12,706	12,706
商標権		30	24
無形固定資産合計		14,793,389	12,254,141
投資その他の資産			
投資有価証券		9,976,957	9,257,612
関係会社株式		1,927,221	1,740,365
長期差入保証金		1,361,654	1,360,241
長期前払費用		44,009	75,691
会員権		90,479	90,479
繰延税金資産		716,093	942,908
貸倒引当金		20,750	20,750
投資その他の資産合計		14,095,666	13,446,548
固定資産合計		30,673,957	27,329,857
資産合計		140,084,160	133,435,793

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	1,960	-
顧客からの預り金	21,728	51,505
その他の預り金	166,944	172,482
未払金		
未払収益分配金	1,927	1,974
未払償還金	1,253	1,253
未払手数料	6,580,971	6,763,424
その他未払金	642,514	161,092
未払費用	7,405,559	7,518,259
未払消費税等	937,155	1,255,374
未払法人税等	5,104,541	503,871
賞与引当金	2,854,060	3,393,355
その他の流動負債	17,443	34,270
流動負債合計	23,736,060	19,856,864
固定負債		
退職給付引当金	4,941,989	4,542,870
固定負債合計	4,941,989	4,542,870
負債合計	28,678,050	24,399,734
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		

資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	73,466,962	73,466,962
資本剰余金合計	82,095,946	82,095,946
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	27,075,963	24,744,514
利益剰余金合計	27,360,208	25,028,759
株主資本計	111,456,155	109,124,705
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	50,045	88,646
評価・換算差額等合計	50,045	88,646
純資産合計	111,406,109	109,036,059
負債・純資産合計	140,084,160	133,435,793

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	69,953,226	78,891,124
運用受託報酬	11,147,187	13,102,509
投資助言報酬	1,302,916	1,360,859
その他営業収益		
サービス支援手数料	319,553	400,872
その他	8,758	10,391
営業収益計	82,731,642	93,765,757
営業費用		
支払手数料	32,014,851	35,223,731
広告宣伝費	320,694	335,877
調査費		
調査費	4,637,211	5,327,087
委託調査費	12,412,033	14,077,571
営業雑経費		
通信費	56,291	51,489
印刷費	457,187	421,006
協会費	38,305	44,372
諸会費	30,484	42,328
情報機器関連費	5,268,275	5,313,187
販売促進費	31,339	44,315
その他	253,344	410,566
営業費用合計	55,520,019	61,291,534
一般管理費		
給料		
役員報酬	232,329	223,068
給料・手当	8,043,456	8,380,787
賞与	1,073,375	1,098,999
賞与引当金繰入額	2,854,060	3,379,790
交際費	57,134	54,024
寄付金	26,400	24,878
事務委託費	2,022,734	2,225,175
旅費交通費	166,596	242,135
租税公課	600,468	413,678

不動産賃借料	1,249,392	1,225,686
退職給付費用	712,228	803,656
固定資産減価償却費	3,281,572	3,349,674
のれん償却費	304,540	304,540
諸経費	215,455	356,081
一般管理費合計	20,839,745	22,082,177
営業利益	6,371,877	10,392,045

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	11,021,392	388,907
受取利息	2,840	46,258
金銭の信託運用益	199,056	-
時効成立分配金・償還金	461	506
原稿・講演料	2,143	2,440
投資有価証券償還益	5,384	115
投資有価証券売却益	12,261	826
投資事業組合運用益	-	36,683
為替差益	-	75,948
不動産賃貸料	108,505	117,054
雑収入	20,632	41,618
営業外収益合計	11,372,678	710,359
営業外費用		
金銭の信託運用損	-	88,979
投資有価証券償還損	10,829	137,207
投資有価証券売却損	48,575	93
投資事業組合運用損	-	56,719
為替差損	4,701	-
雑損失	-	4,818
営業外費用合計	64,106	287,820
経常利益	17,680,450	10,814,585
特別利益		
子会社株式売却益	1	14,096,622
特別利益合計	14,096,622	672,682
特別損失		
固定資産除却損	2	12,385
固定資産売却損	-	204
投資有価証券評価損	-	3,191
特別損失合計	12,385	80,328
税引前当期純利益	31,764,687	11,406,939
法人税、住民税及び事業税	7,802,794	3,062,795
法人税等調整額	1,314,394	162,825
法人税等合計	6,488,400	2,899,969
当期純利益	25,276,287	8,506,969

（ 3 ） 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,391,568
当期変動額						
剰余金の配当						1,591,892
当期純利益						25,276,287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	23,684,394
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	3,675,814	87,771,760	142,558	142,558	87,629,201
当期変動額					
剰余金の配当	1,591,892	1,591,892			1,591,892
当期純利益	25,276,287	25,276,287			25,276,287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			92,513	92,513	92,513
当期変動額合計	23,684,394	23,684,394	92,513	92,513	23,776,908
当期末残高	27,360,208	111,456,155	50,045	50,045	111,406,109

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963
当期変動額						
剰余金の配当						10,838,419
当期純利益						8,506,969
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,331,449
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,744,514

	株主資本		評価・換算差額等	
	利益剰余金			

	利益剰余金 合計	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	27,360,208	111,456,155	50,045	50,045	111,406,109
当期変動額					
剰余金の配当	10,838,419	10,838,419			10,838,419
当期純利益	8,506,969	8,506,969			8,506,969
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)			38,600	38,600	38,600
当期変動額合計	2,331,449	2,331,449	38,600	38,600	2,370,050
当期末残高	25,028,759	109,124,705	88,646	88,646	109,036,059

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2)金銭の信託

運用目的の金銭の信託：時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～30年
器具備品	4～15年

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	6～19年
ソフトウェア(自社利用分)	5年

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(表示方法の変更)

前事業年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「不動産賃貸料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の「営業外収益」の「雑収入」に表示していた129,137千円は、「不動産賃貸料」108,505千円、「雑収入」20,632千円として組み替えております。

(未適用の会計基準等)

1. リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)

(1)概要

国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 金融商品会計に関する実務指針

- ・「金融商品会計に関する実務指針」(改正移管指針第9号 2025年3月11日 企業会計基準委員会)

(1)概要

企業会計基準委員会において、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定し、保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱いを改正しております。

(2)適用予定日

2027年3月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準の適用による影響

「金融商品会計に関する実務指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物	397,568千円	470,078千円
器具備品	1,493,885千円	1,594,310千円
リース資産	9,824千円	-千円

2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	-千円	-千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

(損益計算書関係)

1 子会社株式売却益

前事業年度において、日興グローバルラップ株式会社の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。

当事業年度において、Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc.の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。

2 固定資産除却損

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物	9,039千円	74,175千円
器具備品	2,987千円	2,757千円
ソフトウェア	358千円	-千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株

2 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,591,892	47.00	2023年 3月31日	2023年 6月29日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生在翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株

2 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	4,674,068	138.00	2025年 3月31日	2025年 6月25日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
1年以内	1,161,545	1,129,463
1年超	-	4,517,068
合計	1,161,545	5,646,531

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っており、当社が設定する投資信託の事業推進等を目的として、直接または特定金外信託を通じて当該投資信託を保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

また、資金調達は行っていません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

金銭の信託及び投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

金銭の信託、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

市場リスクの管理

金銭の信託及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、及び投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

また、特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、市場価格の変動リスクについて為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引により一部リスクヘッジしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（（注1）参照）。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	23,435,831	23,435,831	-
(2)投資有価証券 其他有価証券	9,292,678	9,292,678	-
資産計	32,728,510	32,728,510	-

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	31,752,052	31,752,052	-
(2)投資有価証券 其他有価証券	7,659,105	7,659,105	-
資産計	39,411,157	39,411,157	-

（注1）市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 （2024年3月31日）	当事業年度 （2025年3月31日）
其他有価証券		
(1)非上場株式	40,370	40,367
(2)組合出資金等	643,909	1,558,139
合計	684,279	1,598,506
子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	1,927,221	1,740,365
合計	1,927,221	1,740,365

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。なお、時価算定会計基準適用指針27-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」については記載しておりません。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
(1)金銭の信託	-	23,435,831	-	23,435,831
(2)投資有価証券 其他有価証券	-	9,292,678	-	9,292,678
資産計	-	32,728,510	-	32,728,510

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
(1)金銭の信託	-	31,752,052	-	31,752,052
(2)投資有価証券 其他有価証券	-	7,659,105	-	7,659,105
資産計	-	39,411,157	-	39,411,157

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券 その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2024年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式1,927,221千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式1,740,365千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,489,939	3,297,367	192,572
小計	3,489,939	3,297,367	192,572
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	5,802,739	6,025,562	222,822
小計	5,802,739	6,025,562	222,822
合計	9,292,678	9,322,929	30,250

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 684,279千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	708,609	686,216	22,393
小計	708,609	686,216	22,393
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,950,495	7,083,155	132,659
小計	6,950,495	7,083,155	132,659
合計	7,659,105	7,769,371	110,265

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 1,598,506千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当事業年度において、その他有価証券に含まれる株式について3,191千円減損処理を行っております。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
801,686	12,261	48,575

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
217,908	5,384	10,829

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
10,732	826	93

(単位：千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
1,791,952	115	137,207

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

当事業年度において、投資有価証券について3,191千円（その他有価証券3,191千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	5,027,832	4,941,989
勤務費用	423,516	430,325
利息費用	11,432	21,674
数理計算上の差異の発生額	34,405	153,045
退職給付の支払額	466,321	698,074
過去勤務費用の発生額	20,064	-
退職給付債務の期末残高	4,941,989	4,542,870

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	4,941,989	4,542,870
未認識数理計算上の差異	-	-
未認識過去勤務費用	-	-
退職給付引当金	4,941,989	4,542,870

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	423,516	430,325
利息費用	11,432	21,674
数理計算上の差異の費用処理額	34,405	153,045
過去勤務費用の費用処理額	20,064	-
その他	67,197	224,756
確定給付制度に係る退職給付費用	447,675	523,711

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
割引率	0.440%	1.160%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度264,552千円、当事業年度279,945千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,513,237	1,431,912
賞与引当金	873,913	1,039,045
調査費	558,908	439,517
未払金	176,993	128,135
未払事業税	365,090	13,007
ソフトウェア償却	101,113	110,261
子会社株式評価損	114,876	50,907
その他有価証券評価差額金	109,942	47,871
その他	18,064	22,468
繰延税金資産小計	3,832,139	3,283,127
評価性引当額	198,503	62,724
繰延税金資産合計	3,633,635	3,220,403
繰延税金負債		
無形固定資産	2,857,478	2,270,365
その他有価証券評価差額金	60,063	7,129
繰延税金負債合計	2,917,542	2,277,494
繰延税金資産（負債）の純額	716,093	942,908

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	-	3.8
受取配当等永久に益金に算入されない項目	10.6	0.9
評価性引当額の増減	-	0.9
外国税額控除	-	0.3
のれん償却費	0.2	0.8
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.2
その他	0.0	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.4	25.4

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が令和7年3月31日に公布され、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が新設されることとなり、令和8年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.6%から31.5%となります。

これに伴い、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債を控除した金額)は純額で15,076千円減少し、その他有価証券評価差額金は1,165千円、法人税等調整額は16,241千円増加し、当期純利益は16,241千円減少しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	69,953,226	11,147,187	1,302,916	328,311	82,731,642

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至2025年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	78,891,124	13,102,509	1,360,859	411,264	93,765,757

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	- %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	6,642,605	未払手数料	1,630,250
親会社の子会社	SMBC日興証券(株)	東京都千代田区	135,000,000	証券業	- %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	6,960,278	未払手数料	1,200,878

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	㈱三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区	2,344,038,000	銀行業	50.1%	持株会社	子会社株式の売却(売却価格)	24,000,000	-	-
							子会社株式売却益	14,096,622		

(注) 子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	- %	投信の販売委託	委託販売手数料	8,327,979	未払手数料	2,117,600
親会社の子会社	SMBC日興証券(株)	東京都千代田区	135,000,000	証券業	- %	投信の販売委託	委託販売手数料	7,176,048	未払手数料	1,490,173
親会社の子会社	SMBC Americas Holdings, Inc.	アメリカ合衆国テラウエア州ウィルミントン市	米ドル 3,010.50	銀行業(銀行持株会社)	-	-	子会社株式の売却(売却価格)	773,585	-	-
							子会社株式売却益	672,682		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	3,289.22円	3,219.24円
1株当たり当期純利益	746.27円	251.16円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	25,276,287	8,506,969
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	25,276,287	8,506,969
期中平均株式数(株)	33,870,060	33,870,060

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第41期中間会計期間 (2025年9月30日)		
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		53,937,844
金銭の信託		34,116,358
顧客分別金信託		500,882
前払費用		727,504
未収委託者報酬		16,723,420
未収運用受託報酬		4,851,189
未収投資助言報酬		163,473
未収収益		73,695
その他		330,074
流動資産合計		111,424,443
固定資産		
有形固定資産	1	1,669,213
無形固定資産		
のれん		2,284,057
顧客関連資産		6,941,144
その他		2,453,625
無形固定資産合計		11,678,826
投資その他の資産		
投資有価証券		6,250,413
関係会社株式		1,740,365
繰延税金資産		1,238,016
その他		1,368,456
貸倒引当金		20,750
投資その他の資産合計		10,576,501
固定資産合計		23,924,542
資産合計		135,348,985
負債の部		
流動負債		
リース債務		1,874

顧客からの預り金		52,465
その他の預り金		110,106
未払金		7,687,091
未払費用		7,545,343
未払法人税等		2,519,710
賞与引当金		3,062,252
その他	2	717,715
流動負債合計		21,696,560
固定負債		
リース債務		6,716
退職給付引当金		4,743,402
固定負債合計		4,750,119
負債合計		26,446,680
純資産の部		
株主資本		
資本金		2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		8,628,984
その他資本剰余金		73,466,962
資本剰余金合計		82,095,946
利益剰余金		
利益準備金		284,245
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		24,539,297
利益剰余金合計		24,823,542
株主資本合計		108,919,488
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		17,183
評価・換算差額等合計		17,183
純資産合計		108,902,305
負債純資産合計		135,348,985

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

		第41期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		40,180,566
運用受託報酬		6,366,522
投資助言報酬		409,564
その他の営業収益		205,942
営業収益計		47,162,596
営業費用		30,813,556
一般管理費	1	10,188,039
営業利益		6,161,000
営業外収益	2	429,836
営業外費用	3	109,517
経常利益		6,481,320
税引前中間純利益		6,481,320
法人税、住民税及び事業税		2,340,705

法人税等調整額	328,236
法人税等合計	2,012,468
中間純利益	4,468,851

(3)中間株主資本等変動計算書

第41期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金 繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,744,514
当中間期変動額						
剰余金の配当						4,674,068
中間純利益						4,468,851
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）						
当中間期変動額 合計	-	-	-	-	-	205,216
当中間期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,539,297

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	25,028,759	109,124,705	88,646	88,646	109,036,059
当中間期変動額					
剰余金の配当	4,674,068	4,674,068			4,674,068
中間純利益	4,468,851	4,468,851			4,468,851
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）			71,463	71,463	71,463
当中間期変動額 合計	205,216	205,216	71,463	71,463	133,753
当中間期末残高	24,823,542	108,919,488	17,183	17,183	108,902,305

注記事項

（重要な会計方針）

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 金銭の信託

運用目的の金銭の信託

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～30年
器具備品	3～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	19年
ソフトウェア(自社利用分)	5年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当中間会計期間の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(未適用の会計基準等)

1. リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)

(1)概要

国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものではありません。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 金融商品会計に関する実務指針

- ・「金融商品会計に関する実務指針」(改正移管指針第9号 2025年3月11日 企業会計基準委員会)

(1)概要

企業会計基準委員会において、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定し、保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱いを改正しております。

(2)適用予定日

2027年3月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準の適用による影響

「金融商品会計に関する実務指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(中間貸借対照表関係)

第41期中間会計期間 (2025年9月30日)	
1.有形固定資産の減価償却累計額	2,181,838千円
2.消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。
3.当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。	
当座借越極度額の総額	10,000,000千円
借入実行残高	-
差引額	10,000,000千円

(中間損益計算書関係)

第41期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
1.一般管理費のうち主要なもの	
のれん償却費	152,270千円
減価償却実施額	
有形固定資産	110,762千円
無形固定資産	761,620千円
2.営業外収益のうち主要なもの	
受取利息	102,246千円
金銭の信託運用益	127,829千円
為替差益	119,164千円
3.営業外費用のうち主要なもの	
投資有価証券償還損	81,540千円
投資有価証券売却損	3,500千円
投資事業組合運用損	24,256千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第41期中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株

2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	4,674,068	138.00	2025年 3月31日	2025年 6月25日

(リース取引関係)

第41期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
1. オペレーティング・リース取引 (借主側)	
未経過リース料(解約不能のもの)	
1年以内	1,129,267千円
1年超	3,952,434千円
合計	5,081,701千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

第41期中間会計期間(2025年9月30日)

2025年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません(注1)参照)。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	34,116,358	34,116,358	-
(2) 投資有価証券 その他有価証券	4,368,086	4,368,086	-
資産計	38,484,445	38,484,445	-

(注1) 市場価格のない金融商品

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額
その他有価証券	
(1) 非上場株式	40,356
(2) 組合出資金等	1,841,970
合計	1,882,326
子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	1,740,365
合計	1,740,365

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)第5項に従い、1. 金融商品の時価等に関する事項及び2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託	-	34,116,358	-	34,116,358
(2)投資有価証券 その他有価証券	-	4,368,086	-	4,368,086
資産計	-	38,484,445	-	38,484,445

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券 その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

(有価証券関係)

第41期中間会計期間（2025年9月30日）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 1,740,365千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
(1)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,392,599	3,320,785	71,813
小計	3,392,599	3,320,785	71,813
(2)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	975,487	1,082,919	107,431
小計	975,487	1,082,919	107,431
合計	4,368,086	4,403,705	35,618

(注) 組合出資金等（中間貸借対照表計上額 1,882,326千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(収益認識関係)

第41期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

第41期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計

外部顧客への 営業収益	40,180,566	6,366,522	409,564	205,942	47,162,596
----------------	------------	-----------	---------	---------	------------

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第41期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
1株当たり純資産額	3,215円29銭
1株当たり中間純利益	131円94銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

イ 定款の変更、その他の重要事項

(イ) 定款の変更

該当ありません。

(ロ) その他の重要事項

該当ありません。

ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当ありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

イ 受託会社

(イ) 名称 三井住友信託銀行株式会社

(ロ) 資本金の額 342,037百万円（2025年3月末現在）

(ハ) 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

- ・ 名称 株式会社日本カストディ銀行
- ・ 資本金の額 51,000百万円（2025年3月末現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ 販売会社

名称	資本金の額（百万円） 2025年3月末現在	事業の内容
株式会社三井住友銀行	1,771,093	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
S M B C 日興証券株式会社	135,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

ハ 投資顧問会社（運用の委託先）

名称	資本金の額 2025年12月末現在	事業の内容
ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド	174.1百万米ドル	投資運用業を営んでいます。
シービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセッツ・エルエルシー	13,907,031米ドル	米国において投資顧問業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

ロ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

ハ 投資顧問会社（運用の委託先）

委託会社との間で締結される投資一任契約(運用委託契約)に基づき、当ファンドが投資対象とする欧州債券マザーファンドおよび新興国債券マザーファンドはティール・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドが、世界REITマザーファンドはシービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセット・エルエルシーが運用指図に関する権限の委託を受け、信託財産の運用を行います。

3【資本関係】

(持株比率5%以上を記載しています。)

該当事項はありません。

第3【その他】

- 1 目論見書の表紙から本文の前までおよび裏表紙の記載について
 - (1) 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨を記載することがあります。
 - (2) 委託会社の金融商品取引業者登録番号を記載することがあります。
 - (3) 委託会社のホームページのアドレスおよび他のインターネットのアドレス(これらのアドレスをコード化した図形等も含む)を記載することがあります。
 - (4) 請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨を記載することがあります。
 - (5) 目論見書の使用開始日を記載することがあります。
 - (6) 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。
 - (7) 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨を記載することがあります。
 - (8) 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載をすることがあります。
 - (9) 当ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを記載することがあります。
 - (10) ファンドの形態および属性、申込みにかかる事項、ユニバーサルデザインフォントマークを記載することがあります。
 - (11) 写真、イラスト、図案およびキャッチコピーを採用することがあります。また、ファンドの管理番号等を記載することがあります。
- 2 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- 3 当ファンドの投資信託約款の全文を請求目論見書に掲載することがあります。
- 4 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書(請求目論見書)」と称して使用することがあります。
- 5 評価機関等から当ファンドに対する評価を取得し、使用することがあります。
- 6 有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドの実質的な投資対象資産に共通性がある場合には、当該複数のファンドを一つの投資信託説明書(交付目論見書)で説明することがあります。また、有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドにかかる投資信託説明書(交付目論見書)および投資信託説明書(請求目論見書)を一体のものとして使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

2025年6月13日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

佐藤 栄 裕

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

深井 康 治

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年6月10日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル資産分散オープン2025年9月30日から2026年3月27日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル資産分散オープン2026年3月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年11月18日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

深井 康治

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

竹内 知明

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第41期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間

財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。